

新城市過疎地域持続的発展計画（案）

[令和3年度～令和7年度]

**愛知県
新城市**

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
(3)	市行財政の状況	15
(4)	地域の持続的発展の基本方針	19
(5)	地域の持続的発展のための目標	19
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	19
(7)	計画期間	20
(8)	公共施設等総合管理計画との整合性	20
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	22
3	産業の振興	24
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	27
(3)	計画	30
(4)	産業振興推進事項	31
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
4	地域における情報化	32
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	32
5	交通施設の整備、交通手段の確保	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	35
(3)	計画	36
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	45
6	生活環境の整備	46
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	48
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	52

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	53
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	54
(3)	計画	56
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	58
8	医療の確保	59
(1)	現況と問題点	59
(2)	その対策	59
(3)	計画	60
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	60
9	教育の振興	61
(1)	現況と問題点	61
(2)	その対策	62
(3)	計画	63
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	66
10	集落の整備	67
(1)	現況と問題点	67
(2)	その対策	67
11	地域文化の振興等	68
(1)	現況と問題点	68
(2)	その対策	69
(3)	計画	69
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	70
12	再生可能エネルギーの利用の推進	71
(1)	現況と問題点	71
(2)	その対策	71
(3)	計画	72
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	73
(1)	現況と問題点	73
(2)	その対策	73
	過疎地域持続的発展特別事業分	74

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

新城市は愛知県の東部、静岡県との県境に位置し、東は浜松市（静岡県）、西は豊田市・岡崎市・豊川市、南は豊橋市、北は北設楽郡設楽町・同郡東栄町に接している。

市域は東西約 29.5 km、南北約 27.3 km で、面積は 499.23 km²である。

北部は、三河山間部を形成する豊かな緑に覆われ、宇連ダム・大島ダムを抱えるなど東三河一帯の水源涵養の役割を果たす。市内を流れ下る清流豊川（巴川・寒狭川）、宇連川（三輪川）は、長篠城跡の下で合流し豊川本流となり三河湾へと注いでいる。集落や耕地はこの流域とこれに注ぐ支流小河川の流域に点在し、中流域には市街地が形成されている。土地利用については森林が 83% を占め、農用地が 6%、道路が 3%、宅地が 3%、水面・河川・水路が 2%、その他 3% となっており、市域の多くは山間地である。

地勢は、北側から中央部を経て西側へは、靈峰鳳来寺山を始め宇連山、雁峰山、本宮山などの標高 500m～700m 級の木曽山系南端の山々が連なり、平均標高 550m の作手高原を形成している。一方、宇連川、豊川を挟んだ南側の静岡県境には、赤石山系の標高 300m～500m 級の弓張山脈が連峰をなしている。

気象は、年間平均気温が平坦部で約 15°C、山間部では約 12°C となっており、比較的温暖な地域とやや冷涼な地域に分かれ、降水量は平坦部で年間 2,000mm 前後、山間部では 2,300mm を超えている。

市のほぼ中央にある鳳来寺山は、古くから靈山として知られ、信仰の対象として多くの伝説や文化を生み、靈鳥仏法僧（コノハズク）の棲む山として全国的に知られている。

また、本市は、今から 446 年前の天正 3 年（西暦 1575 年）、織田・徳川の連合軍と武田軍の両兵 5 万 3 千余が戦った「長篠・設楽原の戦い」の地でもある。本市の呼称である「新城（しんしろ）」は、この長篠・設楽原の戦いで手柄をたてた奥平信昌が徳川家康から三万石の領地を与えられ、長篠城にかわる新城城を築いたことに由来しているとも言われている（諸説あり。）。

江戸時代には、豊川を利用した舟運と伊那街道を下る信州中馬や三州馬の陸運の結節点として栄えてきた宿場町でもある。また、信州・北設楽方面からの豊川稻荷参詣や豊橋方面からの鳳来寺・秋葉山・奥山半僧坊参拝の道にもあたり、人々の「交流の地」として重要な役割を担っていた。

明治 4 年の廃藩置県の後、明治 5 年 11 月に額田県が愛知県の管轄に入り、明治 22 年の市町村制の施行以来、明治、昭和の合併を経て平成 17 年 10 月 1 日には「新城市」「鳳来町」「作手村」の 3 市町村が合併し新「新城市」となった。

本市は、奥三河への南の玄関口にあたり、主な交通基盤は、国道 151 号、257 号、301 号、420 号、鉄道では J R 飯田線がある。国道や主要地方道は市域のみならず、近隣市町村や県外へとつながる広域幹線道路として改良・整備が進みつつある。また、湯谷温泉にほど近い鳳来東部地区に平成 24 年 3 月開通した「三遠南信自動車道」鳳来峡 IC により、本市を含む奥三河地域及び静岡県北遠地域へ、観光アクセスの向上をはじめとした交通サービスの提供をもたらした。さらに、平成 28 年 2 月開通した「新東

名高速道路」新城 IC により、名古屋市や豊田市、浜松市といった近隣の主要都市への通勤や物流、さらには、首都圏、名古屋圏、関西圏との観光等交通サービスが飛躍的に向上した。

産業は、戦後、蚕業を中心とした農林業と製材業が基幹産業であったが、昭和 35 年頃から内陸型工業都市を目指し、工業用地造成と企業誘致を推進し産業構造の改善を図った結果、ゴム製品、電気機器、一般機械などの工場が立地し、農林業から工業へ産業構造の転換が行われた。

イ 市における過疎の状況

新城市的過疎地域（旧鳳来町、旧作手村）は新城市的北部、北東部に位置し、中心地から 10 km～30 km に位置している。

旧鳳来町・旧作手村では、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に制定された過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づき、各分野にわたる過疎対策事業が行われてきた。また、平成 17 年 10 月 1 日の市町村合併により、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間はみなし過疎として市全域にわたり過疎対策事業が行われてきた。平成 22 年度には、一部過疎地域となり、旧鳳来町（鳳来地区）、旧作手村（作手地区）が過疎地域として指定され、過疎対策を切れ目なく実施するため、平成 24 年には、期間が令和 3 年 3 月 31 日まで延長された。その後、令和 3 年 4 月 1 日に過疎地域の持続的発展を支援することを目的とした「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、旧鳳来町、旧作手村においては引き続き、過疎地域として指定された。

○鳳来地区

昭和 35 年度の国勢調査では、人口は 21,420 人であったが、平成 17 年には 13,382 人と、43.4% もの大きな減少となった。主な原因として、昭和 30 年代半ばからの高度経済成長期において生産年齢層の男性労働力が高所得を求め都市部企業へ流出したことが挙げられる。これが、著しい過疎化現象を引き起こした。この傾向は、昭和 40 年代半ばまで続いたが、昭和 50 年代になり労働力を求め内陸部へ進出する企業の増加、自家用車の普及による通勤圏の拡大などにより、人口の流出はやや鈍化したものの、平成 7 年から平成 17 年にかけて再び生産年齢層の流出が増加した。また、平成 17 年に 1,392 人であった 0 歳から 14 歳の年少人口は、平成 27 年には 987 人まで減少し少子化が深刻化した。地区内の保育所（現こども園）や小学校の再編も行われ、今後も更なる再編検討を行っていくかざるを得ない状況にある。15 歳から 29 歳の若年層は、高校、大学へ進学し、より魅力ある雇用機会、都市的サービス機能の享受を求め、依然として都市部へ流出している。若年層は平成 17 年には 15.2% を占めていたが、平成 27 年には 10.4% まで減少した。一方で 65 歳以上人口の占める割合は、平成 17 年の 31.7% から平成 27 年は 40.9% となり、急速な高齢化が進んでいる。

○作手地区

昭和 40 年代から農林業の基盤整備を進め、生産性の向上と近代化による省力化に重

点をおいた施策が展開されたが、昭和35年度の国勢調査では、5,449人であった人口が平成17年度には3,066人と43.7%もの大きな減少をみせた。これは、若年層を中心に都市部へ流出したことが原因であり、これに伴い少子高齢化も進み、農林業等の担い手を始め、世帯の後継者不足が続いている。平成17年に人口405人であった0歳から14歳の年少人口は、平成27年には207人まで減少し少子化が深刻化した。65歳以上人口の占める割合は、平成17年の35.0%から平成27年には43.3%となり、急速な高齢化が進んでいる。人口の減少に端を発する少子高齢化や未婚者の増加は、さらに深刻な地域問題となっている。

ウ 市の社会経済的発展の方向の概要

平成20年のリーマンショックや平成23年の東日本大震災と原発事故、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国経済及び社会全体に極めて深刻な影響をもたらした。国はデフレ不況からの早期脱却と経済再生を図るため、大胆な金融政策や機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一体として強力に推進してきた。一時はプラス成長を遂げたものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動減等から景気は大きく落ち込んだ。その後、持ち直しの動きが見られるものの、実感としての景気回復は一部の企業部門に留まり、中小企業や地方経済へは十分浸透するまでには至らず、特に人口減・高齢化など中長期的な課題を内包する地方においては、経済政策の効果がなかなか波及せず、経済の好循環の実現が十分には浸透していないと分析されている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活におけるその影響はさらに深く、3回にわたる緊急事態措置をはじめ、さまざまな自粛、休業、時短営業要請による直接的ダメージはもとより、世界的パンデミックの中、日本経済全体が大きく減速せざるを得ない状況となった。本市においても保育や教育の場面で前例のない事態の中、発達と学習の機会が奪われ、進路選択に予測不能の不安を呼び起したり、医療機関や介護福祉施設では、クラスター発生を防止しながら本来業務を遂行するため、異常な緊張が強いられている。

合併後に策定した第1次新城市総合計画は、その実施期間を終えて令和元年度から第2次新城市総合計画へと移行した。令和元年度からスタートした第2次総合計画は、「市民（ひと）がつなぐ 山の湊 創造都市」を掲げた第1次総合計画の達成の上に立って、「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を新たな目標として掲げ、「個性輝く多様なひと」「快適で潤いあるちいき」「活力にあふれたまち」の実現を目指している。

あわせて、国が推し進めている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、第1期を終え、第2期へと移行している。我が国が直面する人口急減・超高齢化等の課題に対し、各地域が特色を活かしながら自立的で持続的な社会を創生していくため、本市においても令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

本計画の取り組みについては、新城市総合計画及び総合戦略とも整合性を図りつつ、愛知県が策定したあいち山村振興ビジョン2025を踏まえ、地域振興施策の充実を図っていく。

○鳳来地区

観光資源やレクリエーション施設、宿泊施設の集積が高く、豊富な森林資源を有した東三河地域の水源地である。平成 24 年 3 月に「三遠南信自動車道」鳳来峡 IC が開通したことにより新東名高速道路とダイレクトに接続したことから、1300 年の歴史を誇る湯谷温泉への誘客をはじめ、トレイルランニングなど地形を活かした観光資源やスポーツツーリズムによる誘客を促進している。さらに、平成 28 年 2 月の「新東名高速道路」新城 IC の開通により、企業の進出や観光客の増加による新たな人口、交流人口の増加が見込まれる。

周辺地区については、平成 22 年 12 月、新城長篠地区及び富栄地区の一部が準都市計画区域に指定された。今後、鳳来総合支所の建設をはじめ、鳳来総合支所周辺地域を含めた一帯の地域で、都市機能の充実とゆとりある生活空間を維持するため、総合的な開発を進める。

○作手地区

平均標高 550m という高原性の地域であり、豊田市、岡崎市などの中核市へのアクセスの利便性の高さなどの地の利を生かし、地域外からの定住を促進する取り組みを進める。平成 27 年度に建設した新支所庁舎周辺の一体整備として、平成 29 年に作手地区の住民の要望による交流と活動を目的とした山村交流施設の建設と、少子化に伴う小学校の統廃合による新校舎を建設した。人口減少化においても良好な生活ができるよう環境の整備に努めている。

周辺地区については、自然景観と調和した環境保全型土地利用を進め、ゆとりある生活空間の維持と日常生活基盤の整備を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口は昭和 35 年から平成 27 年の間に 59,891 人から 47,133 人へと減少している。平成 27 年からの人口推計においては、令和 2 年には 44,404 人、令和 7 年には 42,035 人と減少傾向が続く見通しとなっている。

人口の減少が続く中で、65 歳以上の高齢者は平成 17 年の市町村合併から 10 年後の平成 27 年には 15,371 となり、高齢化率は 25.4% から 32.6% まで上昇した。平成 27 年からの 10 年後、令和 7 年には 39.5% になると推計している。

一方、年少人口（0～14 歳）は大幅に減少している。特に昭和 35 年から昭和 40 年の 5 年間で 21.8% の減少、昭和 40 年から昭和 45 年の 5 年間では 17.3% 減少し、その後昭和 60 年までは微減の状態となっていたが、以後再び 12% 前後の減少傾向となり、平成 27 年には、5,536 人となった。これは昭和 35 年の 19,799 人に対し、約 28% まで減少している。

また、若年者人口（15～29 歳）についても、昭和 35 年から平成 2 年にかけて減少の一途をたどり約 27% 減少している。平成 7 年に若干増加したが、平成 12 年より再び減少が続き、平成 17 年以降は増減率がマイナス 10% を超える状況となっている。今後も減少傾向が続くものと予想される。

以上のことから、当面は年少人口及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、老人人口（65 歳以上）は令和 7 年頃まで増加していくものと予想される。

また、市全域で急激に進む少子高齢化は、過疎化の進む山間部では更に深刻な状況を呈すると考えられる。

※ 平成 27 年までの数値は、国勢調査の実数値を使用している。

※ 令和 2 年からの数値は、新城市人口ビジョンの新城市推計を使用している。

※ この推計には、企業誘致や宅地整備等の政策に伴う人口の増加は見込んでいない。

表 1－1 (1) 人口の推移（国勢調査）：新城市全体

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	59,891 人	56,279 人	△6.0%	54,042 人	△4.0%	54,204 人	0.3%	
0 歳～14 歳	19,799 人	15,488 人	△21.8%	12,807 人	△17.3%	12,129 人	△5.3%	
15 歳～64 歳	34,814 人	35,241 人	1.2%	35,107 人	△0.4%	35,607 人	1.4%	
うち 15 歳～ 29 歳(a)	12,573 人	12,474 人	△0.8%	12,212 人	△2.1%	11,881 人	△2.7%	
65 歳以上(b)	5,278 人	5,550 人	5.2%	6,128 人	10.4%	6,467 人	5.5%	
(a)／総数 若者比率	21.0%	22.2%	—	22.6%	—	21.9%	—	
(b)／総数 高齢者比率	8.8%	9.9%	—	11.3%	—	11.9%	—	

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	54,239 人	0.1%	54,965 人	1.3%	54,583 人	△0.7%	54,602 人	0.0%
0 歳～14 歳	11,846 人	△2.3%	11,785 人	△0.5%	10,415 人	△11.6%	9,129 人	△12.3%
15 歳～64 歳	35,195 人	△1.2%	35,119 人	△0.2%	34,835 人	△0.8%	34,546 人	△0.8%
うち 15 歳～ 29 歳(a)	10,227 人	△13.9%	9,234 人	△9.7%	9,134 人	△1.1%	9,510 人	4.1%
65 歳以上(b)	7,198 人	11.3%	8,061 人	12.0%	9,328 人	15.7%	10,927 人	17.1%
(a)／総数 若者比率	18.9%	—	16.8%	—	16.7%	—	17.4%	—
(b)／総数 高齢者比率	13.3%	—	14.7%	—	17.1%	—	20.0%	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	53,603 人	△1.8%	52,178 人	△2.7%	49,864 人	△4.4%	47,133 人	△5.5%
0 歳～14 歳	7,946 人	△13.0%	7,091 人	△10.8%	6,300 人	△11.2%	5,536 人	△12.1%
15 歳～64 歳	33,320 人	△3.5%	31,769 人	△4.7%	29,531 人	△7.0%	26,055 人	△11.8%
うち 15 歳～ 29 歳(a)	9,320 人	△2.0%	8,235 人	△11.6%	6,986 人	△15.2%	5,746 人	△17.7%
65 歳以上(b)	12,337 人	12.9%	13,266 人	7.5%	14,033 人	5.8%	15,371 人	9.5%
(a)／総数 若者比率	17.4%	—	15.8%	—	14.0%	—	12.2%	—
(b)／総数 高齢者比率	23.0%	—	25.4%	—	28.1%	—	32.6%	—

○鳳来地区

ア 人口の推移と動向

表 1—1 (1) 鳳来地区のとおり、昭和 35 年に 21,420 人であった人口が平成 27 年には 11,023 人となり、55 年間の人口減少率は、51.4% となっている。この中で年少人口は、86.3% の減少、生産年齢人口は 54.9% の減少となっている。一方高齢者人口は、131.6% の増加となっている。

表1－1(1) 人口の推移(国勢調査)：鳳来地区

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	21,420人	19,421人	△9.3%	17,307人	△4.0%	16,538人	△4.4%	
0歳～14歳	7,224人	5,457人	△24.5%	3,992人	△17.3%	3,413人	△14.5%	
15歳～64歳	12,249人	11,910人	△2.8%	11,053人	△0.4%	10,773人	△2.5%	
うち15歳～29歳(a)	4,236人	3,881人	△8.4%	3,493人	△2.1%	3,293人	△5.7%	
65歳以上(b)	1,947人	2,054人	5.5%	2,262人	10.4%	2,351人	3.9%	
(a)／総数 若者比率	19.8%	20.0%	—	20.2%	—	19.9%	—	
(b)／総数 高齢者比率	9.1%	10.6%	—	13.1%	—	14.2%	—	

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	16,155人	△2.3%	16,000人	1.3%	15,498人	△3.1%	15,142人	△2.3%
0歳～14歳	3,192人	△6.5%	3,185人	△0.5%	2,765人	△13.2%	2,308人	△16.5%
15歳～64歳	10,398人	△3.5%	9,931人	△0.2%	9,478人	△4.6%	9,102人	△4.0%
うち15歳～29歳(a)	2,830人	△14.1%	2,371人	△9.7%	2,246人	△5.3%	2,310人	2.8%
65歳以上(b)	2,565人	9.1%	2,884人	12.0%	3,255人	12.9%	3,732人	14.7%
(a)／総数 若者比率	17.5%	—	14.8%	—	14.5%	—	15.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	15.9%	—	18.0%	—	21.0%	—	24.6%	—

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	14,355人	△5.2%	13,382人	△6.8%	12,197人	△8.9%	11,023人	△9.6%
0歳～14歳	1,810人	△21.6%	1,392人	△23.1%	1,122人	△19.4%	987人	△12.0%
15歳～64歳	8,489人	△6.7%	7,753人	△8.7%	6,717人	△13.4%	5,526人	△17.7%
うち15歳～29歳(a)	2,362人	2.3%	2,029人	△14.1%	1,551人	△23.6%	1,150人	△25.9%
65歳以上(b)	4,056人	8.7%	4,237人	4.5%	4,358人	2.9%	4,510人	3.5%
(a)／総数 若者比率	16.5%	—	15.2%	—	12.7%	—	10.4%	—
(b)／総数 高齢者比率	28.3%	—	31.7%	—	35.7%	—	40.9%	—

○作手地区

ア 人口の推移と動向

表1—1(1) 作手地区のとおり、昭和60年には微増したものの、昭和35年に5,449人であった人口が平成27年には2,436人となり、55年間の人口減少率は、55.3%となっている。この中で年少人口は、89.0%の減少、生産年齢人口は61.4%の減少となっている。一方高齢者人口は、102.9%の増加となっている。

表1—1(1) 人口の推移（国勢調査）：作手地区

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,449人		4,710人	△13.6%	4,138人	△12.1%	3,707人	△10.4%
0歳～14歳	1,885人		1,420人	△24.7%	1,070人	△24.6%	757人	△29.3%
15歳～64歳	3,044人		2,773人	△8.9%	2,510人	△9.5%	2,400人	△4.4%
うち15歳～29歳(a)	1,069人		844人	△21.0%	656人	△22.3%	625人	△4.7%
65歳以上(b)	520人		517人	△0.6%	558人	7.9%	550人	△1.4%
(a)／総数 若者比率	19.6%		17.9%	—	15.9%	—	16.9%	—
(b)／総数 高齢者比率	9.5%		11.0%	—	13.5%	—	14.8%	—

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,526人	△4.9%	3,592人	1.9%	3,452人	△3.9%	3,313人	△4.0%
0歳～14歳	602人	△20.5%	570人	△5.3%	583人	2.3%	539人	△7.5%
15歳～64歳	2,288人	△4.7%	2,344人	2.4%	2,124人	△9.4%	1,889人	△11.1%
うち15歳～29歳(a)	578人	△7.5%	623人	7.8%	461人	△26.0%	389人	△15.6%
65歳以上(b)	636人	15.6%	678人	6.6%	745人	9.9%	885人	18.8%
(a)／総数 若者比率	16.4%	—	17.3%	—	13.4%	—	11.7%	—
(b)／総数 高齢者比率	18.0%	—	18.9%	—	21.6%	—	26.7%	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,226 人	△2.6%	3,066 人	△5.0%	2,737 人	△10.7%	2,436 人	△11.0%
0 歳～14 歳	486 人	△9.8%	405 人	△16.7%	284 人	△29.9%	207 人	△27.1%
15 歳～64 歳	1,699 人	△10.1%	1,588 人	△6.5%	1,403 人	△11.6%	1,174 人	△16.3%
うち 15 歳～ 29 歳(a)	359 人	△7.7%	352 人	△1.9%	304 人	△13.6%	236 人	△22.4%
65 歳以上(b)	1,041 人	17.6%	1,073 人	3.1%	1,050 人	△2.1%	1,055 人	0.5%
(a)／総数 若者比率	11.1%	—	11.5%	—	11.1%	—	9.7%	—
(b)／総数 高齢者比率	32.3%	—	35.0%	—	38.4%	—	43.3%	—

表 1－1（2） 人口の見通し（地方人口ビジョン）：新城市全体

区分	年齢区分	令和 2 年		令和 7 年		令和 12 年	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0 歳～14 歳	4,877 人	11.0%	4,496 人	10.7%	4,261 人	10.6%
	15 歳～64 歳	23,119 人	52.1%	20,931 人	49.8%	19,430 人	48.5%
	65 歳以上	16,408 人	37.0%	16,608 人	39.5%	16,364 人	40.9%
	合計	44,404 人	—	42,035 人	—	40,055 人	—

区分	年齢区分	令和 17 年		令和 22 年		令和 27 年	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0 歳～14 歳	4,148 人	10.9%	4,114 人	11.5%	4,060 人	12.0%
	15 歳～64 歳	18,114 人	47.7%	16,552 人	46.1%	15,184 人	45.0%
	65 歳以上	15,749 人	41.4%	15,238 人	42.4%	14,490 人	43.0%
	合計	38,011 人	—	35,904 人	—	33,734 人	—

区分	年齢区分	令和 32 年		令和 37 年		令和 42 年	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0 歳～14 歳	3,938 人	12.4%	3,747 人	12.6%	3,605 人	12.9%
	15 歳～64 歳	13,938 人	44.0%	13,128 人	44.2%	12,511 人	44.8%
	65 歳以上	13,788 人	43.5%	12,849 人	43.2%	11,812 人	42.3%
	合計	31,664 人	—	29,724 人	—	27,928 人	—

イ 産業別人口の推移と動向

本市における産業別人口の推移は表 1－1（3）新城市全体のとおりである。

第一次産業の労働力は、昭和 30 年代から 40 年代半ばに第二次、第三次産業へ移行が進み、昭和 40 年代半ば以降は、従事者の高齢化による廃業や、新規従事者がほとんどない状況となり、就業人口比率は、昭和 35 年の 54.6% から平成 27 年の 8.5% へと大きく減少している。

第二次産業は、昭和 30 年代以降、日本経済の高度成長期に企業団地の造成など、積極的に企業誘致を進めた結果、昭和 35 年から平成 2 年にかけては、就業人口比率が増加し続けていた。平成 7 年以降、経済不況や就業者ニーズの多様化などから減少しているものの、昭和 35 年の 16.4% から平成 27 年の 37.3% へと増加している。

第三次産業の就業人口比率は増加を続け、平成 17 年以降は全就業人口比率の半数を超える、平成 27 年では 53.0% となっている。

表 1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）：新城市全体

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	30,035 人	28,994 人	△ 3.5%	30,520 人	5.3%	29,127 人	△ 4.6%	
第一次産業 就業人口比率	54.6%	45.7%	—	33.9%	—	23.5%	—	
第二次産業 就業人口比率	16.4%	21.6%	—	31.9%	—	38.2%	—	
第三次産業 就業人口比率	29.0%	32.6%	—	34.2%	—	38.2%	—	
分類不能の産業	—	0.1%	—	—	—	0.1%	—	

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	29,041 人	△ 0.3%	29,281 人	0.8%	29,415 人	0.5%
第一次産業 就業人口比率	18.8%	—	16.5%	—	12.7%	—
第二次産業 就業人口比率	40.7%	—	42.6%	—	44.9%	—
第三次産業 就業人口比率	40.5%	—	40.8%	—	42.4%	—
分類不能の産業	—	—	0.1%	—	—	—

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	30,021 人	2.1%	28,646 人	△ 4.6%	27,572 人	△ 3.7%
第一次産業 就業人口比率	12.4%	—	10.9%	—	10.4%	—
第二次産業 就業人口比率	42.6%	—	41.1%	—	38.9%	—
第三次産業 就業人口比率	45.0%	—	47.8%	—	50.4%	—
分類不能の産業	—	—	0.2%	—	0.3%	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	25,816 人	△ 6.4%	24,380 人	△ 5.6%
第一次産業 就業人口比率	8.6%	—	8.5%	—
第二次産業 就業人口比率	39.5%	—	37.3%	—
第三次産業 就業人口比率	50.6%	—	53.0%	—
分類不能の産業	1.3%	—	1.2%	—

○鳳来地区

イ 産業別人口の推移と動向

表 1-1 (3) 鳳来地区のとおり、第一次産業の労働力は、第二次、第三次産業への移行が進んだことや従事者の高齢化による廃業などにより減少を続けている。また、平成 12 年には、第二次産業と第三次産業の構成比率が逆転している。これは、長期の景気低迷により、特に製造業の経営を圧迫し、事業所数が減ったことが理由と考えられる。

表 1－1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査) : 鳳来地区

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,328 人	9,679 人	△ 6.3%	9,756 人	0.8%	8,781 人	△10.0%
第一次産業 就業人口比率	54.9%	46.5%	—	33.8%	—	21.6%	—
第二次産業 就業人口比率	17.6%	22.6%	—	34.6%	—	41.6%	—
第三次産業 就業人口比率	27.5%	30.9%	—	31.6%	—	36.8%	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,494 人	△ 3.3%	8,359 人	△ 1.6%	8,081 人	△ 3.3%
第一次産業 就業人口比率	16.8%	—	14.8%	—	10.1%	—
第二次産業 就業人口比率	44.4%	—	46.0%	—	47.9%	—
第三次産業 就業人口比率	38.8%	—	39.2%	—	42.0%	—

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,921 人	△ 3.3%	7,142 人	△ 9.8%	6,788 人	△ 5.0%
第一次産業 就業人口比率	10.9%	—	8.4%	—	8.4%	—
第二次産業 就業人口比率	44.9%	—	43.9%	—	42.2%	—
第三次産業 就業人口比率	44.2%	—	47.7%	—	49.4%	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,914 人	△12.9%	5,379 人	△9.0%
第一次産業 就業人口比率	6.9%	—	6.8%	—
第二次産業 就業人口比率	41.0%	—	39.2%	—
第三次産業 就業人口比率	51.2%	—	53.2%	—
分類不能の産業	0.9%	—	0.8%	—

○作手地区

イ 産業別人口の推移と動向

表 1－1（3）作手地区のとおり、第一次産業の労働力は、第二次、第三次産業への移行が進んだことや従事者の高齢化による廃業などにより減少を続けている。また、平成 7 年からは、第二次産業と第三次産業の構成比率が逆転している。

ただ、平成 17 年には第一次産業就業者が、少しではあるが昭和 40 年以降初めて増加した。高原の気候を活かした作物や、付加価値のある作物の栽培を行う事業者が現れしたことによるものと思われる。

表 1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）：作手地区

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	3,051 人	2,536 人	△16.9%	2,342 人	△ 7.6%	2,122 人	△ 9.4%	
第一次産業 就業人口比率	80.1%	81.2%	—	64.0%	—	50.7%	—	
第二次産業 就業人口比率	4.8%	3.9%	—	17.3%	—	24.6%	—	
第三次産業 就業人口比率	15.1%	14.9%	—	18.7%	—	24.4%	—	

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	2,155 人	1.6%	2,075 人	△ 3.7%	1,968 人	△ 5.2%
第一次産業 就業人口比率	43.0%	—	33.9%	—	30.7%	—
第二次産業 就業人口比率	29.1%	—	37.0%	—	38.3%	—
第三次産業 就業人口比率	27.9%	—	29.1%	—	31.0%	—

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	1,851 人	△ 5.9%	1,702 人	△ 8.0%	1,633 人	△ 4.1%
第一次産業 就業人口比率	29.5%	—	26.9%	—	28.9%	—
第二次産業 就業人口比率	34.0%	—	30.9%	—	26.8%	—
第三次産業 就業人口比率	36.5%	—	42.2%	—	44.3%	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	1,423 人	△12.9%	1,364 人	△4.1%
第一次産業 就業人口比率	29.4%	—	31.9%	—
第二次産業 就業人口比率	26.3%	—	24.0%	—
第三次産業 就業人口比率	43.2%	—	42.6%	—
分類不能の産業	1.1%	—	1.5%	—

(3) 市行財政の状況

ア 市行財政の状況

本市は、広大な面積を有することから、自然条件あるいは立地条件の違いによる地域間での行政投資額にかなりの差があることは事実である。市町村合併前からも、一部事務組合などにより、効率的かつ合理的な行政運営を行ってきたが、少子高齢化の進展などに伴い、今後の住民の行政需要はさらに多様化、複雑化するものと予想される。

財政状況は、表 1－2（1）のとおりである。状況としては歳入総額に占める地方交付税などの依存財源の割合が高く、国の財政事情に大きく左右される状況にある。

地方債現在高は平成 12 年度から平成 20 年度にかけて年々増加していたが、平成 22 年度から平成 27 年度にかけては減少した。しかしながら、令和元年には再び増加となつたため、補助金や有利な地方債を活用し健全な財政運営に努めている。義務的経費比率は令和元年度 44.3%となつておらず、歳出総額に大きな負担となっている。

今後は、補助金や有利な地方債を活用しながら地域活力の向上及び財政構造の改善を図ると同時に、義務的経費の削減、補助金の継続的な見直しも必要である。また、合併によるスケールメリットを活かし、地域間格差の是正にも配慮しつつ、自立した地域社会の構築のために、住民の主体的な参加による地域社会の構築を柱とし、住民と行政の協働により、一層の効率的かつ効果的な行財政運営に努める。また、平成 27 年 1 月に「東三河広域連合」が発足したことで、共同処理による事務の効率化や経費の削減により、効率的かつ効果的な行財政運営の一助となっている。

表 1－2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 12 年度				平成 17 年度	平成 22 年度
	市全体	新城	鳳来	作手	市全体	市全体
歳入総額 A	24,176,795	13,620,593	7,440,364	3,115,838	22,559,438	22,518,735
一般財源	17,144,299	9,955,151	5,005,897	2,183,251	16,784,947	17,848,050
国庫支出金	940,694	687,803	131,258	121,633	1,099,048	1,550,500
都道府県支出金	1,425,157	589,931	582,399	252,827	1,235,409	1,181,189
地方債	2,037,800	886,100	839,200	312,500	2,270,700	653,800
うち過疎対策事業債	337,700	0	236,900	100,800	391,700	94,000
その他	2,628,845	1,501,608	881,610	245,627	1,169,334	1,285,196
歳出総額 B	23,084,359	13,151,110	7,011,938	2,921,311	21,727,961	21,148,569
義務的経費	9,358,469	5,873,551	2,332,577	1,152,341	10,184,019	10,418,115
投資的経費	5,874,950	2,743,502	2,319,537	811,911	3,740,396	2,835,222
うち普通建設事業	5,719,618	2,697,064	2,318,562	703,992	3,697,920	2,825,982
その他	7,850,940	4,534,057	2,359,824	957,059	7,803,546	7,733,283
過疎対策事業費	1,096,757	0	684,824	411,933	517,965	161,949
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,092,436	469,483	428,426	194,527	831,477	1,370,166
翌年度へ繰越すべき財源 D	17,194	16,701	0	493	20,222	228,793
実質収支 (C-D)	1,075,242	452,782	428,426	194,034	811,255	1,141,373
財政力指数	—	0.61	0.34	0.23	0.56	0.63
公債費負担比率	—	12.4	14.7	16.7	17.4	10.0
実質公債費比率	—	—	—	—	—	10.4
起債制限比率	—	9.8	7.1	9.1	10.6	—
経常収支比率	—	84.8	79.4	81.7	94.0	87.8
将来負担比率	—	—	—	—	—	61.8
地方債現在高	18,844,365	10,501,287	5,313,985	3,029,093	23,237,823	22,965,900

(注) 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づくものである

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	令和元年度
	市全体	市全体
歳入総額 A	24,147,885	24,303,495
一般財源	17,799,276	17,424,882
国庫支出金	2,031,778	1,879,940
都道府県支出金	1,304,571	1,330,077
地 方 債	2,601,400	2,835,000
うち過疎対策事業債	580,200	321,000
そ の 他	410,860	833,596
歳出総額 B	22,858,543	23,362,711
義務的経費	10,480,335	10,342,512
投資的経費	3,831,612	3,840,744
うち普通建設事業	3,830,613	3,715,301
そ の 他	7,672,483	8,727,477
過疎対策事業費	874,113	451,978
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,289,342	940,784
翌年度へ繰越すべき財源 D	170,341	194,394
実質収支 (C-D)	1,119,001	746,390
財政力指数	0.62	0.57
公債費負担比率	4.7	4.4
実質公債費比率	6.3	6.0
起債制限比率	—	—
経常収支比率	88.4	91.3
将来負担比率	25.1	50.7
地方債現在高	22,726,071	27,922,725

(注) 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づくものである

イ 主要公共施設等の整備状況

過疎地域指定から 45 年が経過した旧鳳来町・旧作手村では、住民福祉と生活環境の向上のための諸施策を積極的に実施し、町村道の改良舗装、簡易水道整備、農業集落排水事業、高齢者生活福祉支援センター（虹の郷）、作手診療所、学童農園山びこの丘、ふれあいパークほうらい、鳳来ゆ～ゆ～ありいな、つくで手作り村など多方面にわたった整備がなされてきた。

平成 17 年の市町村合併により、みなし過疎の指定を受けた 5 年間には、光ファイバを全市域に敷設し、情報基盤の整備を行った。

平成 22 年以降は従来の整備に加え、作手総合支所の建設、市営バスやスクールバスの運行、消防車両の購入等住民の暮らしの利便性や安心安全に対する整備を行った。

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

一段目：市全体 二段目：旧新城市 三段目：旧鳳来町 四段目：旧作手村

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市道改良率 (%)	—	—	—	38.1	47.9
	6.6	26.0	34.2	41.2	45.8
	8.3	38.8	42.9	47.2	52.9
	10.6	24.1	27.0	27.7	47.7
市道舗装率 (%)	—	—	—	54.0	68.4
	26.1	43.4	51.2	56.7	63.6
	17.6	68.2	73.5	75.1	83.8
	10.9	31.3	35.7	37.1	64.6
農道延長 (m)	—	—	—	81,188	64,806
耕作地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	22.6	23.4
	50.9	18.7	31.8	—	—
	29.7	24.3	52.9	—	—
	72.2	42.0	34.6	—	—
林道延長 (m)	—	—	—	354,783	332,532
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	25.0	22.8
	26.0	21.5	23.3	—	—
	4.4	5.6	25.5	—	—
	9.2	14.7	20.8	—	—
水道普及率 (%)	—	—	—	—	98.9
*平成 29 年度水道事業統合	95.6	99.6	99.3	99.6	99.8
	66.2	86.9	94.7	99.8	98.3
	38.1	86.9	90.9	89.7	89.2
水洗化率 (%)	—	—	—	93.1	85.8
	33.9	45.9	85.2	—	—
	15.0	34.7	74.3	—	—
	15.9	37.7	86.7	—	—
人口千人当たり病院・診療所の病床数 (床)	—	—	—	5.15	4.52
	7.48	8.79	8.68	—	—
	3.8	—	—	—	—
	2.7	2.8	2.4	—	—

(注) 「農道延長」「林道延長」「人口千人当たり病院・診療所の病床数」については、公共施設状況調（総務省自治財政局財務調査課）の数値に基づくものである。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎対策では、道路網整備をはじめ、各分野において着実に整備を進めてきた。しかし、他地域への転出、少子高齢化の進行、農林地の荒廃など、今なお多くの課題を残している。これらの課題に対応するため、豊かな自然、歴史・観光資源などの地域特性を活かして、地域の持続的発展に取り組んできた。

このような状況の中、第1次新城市総合計画では、「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を将来像に掲げ、将来や世界へのつながり、郷土愛や命をつないでいく人々の姿、新たな暮らしなどを発信し、山の湊として発展する姿、そして新たな人材や価値を創造し続ける「創造都市」を目指してきた。

そして、第1次新城市総合計画の将来像の実現に向けたこれまでの取組みの成果や社会経済状況の変化、ライフスタイルの多様化、未来への希望に瞳を輝かせる市民の姿などを踏まえ、第2次新城市総合計画では本市の将来像を「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」とした。

本計画では、第2次新城市総合計画の将来像である「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するために、「ひと」「ちいき」「まち」の姿を示し、様々な施策の推進に取り組んでいく。

○ 「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の目指すべき姿

- ・個性輝く多様な「ひと」が活躍しています（「ひと」の姿）
- ・快適で潤いのある「ちいき」に暮らしています（「ちいき」の姿）
- ・活力にあふれた「まち」になっています（「まち」の姿）

(5) 地域の持続的発展のための目標

平成30年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、令和7年の人口は市全体で41,592人と推計された。

日本全国が人口減少期に突入している中、本市においては、定住人口の維持さえ困難となっている。

そこで本市では、住みやすい・働きやすい・子育てしやすいと思える暮らし環境を整え、安心し心豊かに暮らすことができるまちづくりを進めるとともに、自ら主体的に考え、学ぶことで、地域を磨く人材を確保し、新たな価値を創造することで、令和7年の定住人口の目標を市全体で42,552人と定める。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組みについては、全庁的に実施している事務事業評価や総合計画の進捗管理により、事業毎にP D C Aサイクルに基づいた効果検証や進捗管理を行う。

(7) 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(8) 公共施設等総合管理計画との整合性

新城市公共施設等総合管理計画では、「既存ストックの縮減・長寿命化・有効活用により維持更新費用の縮減を図り、公共施設等を適切な形で持続すること」を、建築物系施設、インフラ系施設に共通する公共施設等の管理に関する全体方針とし、建築物系施設、インフラ系施設それぞれの詳細な方針を定めた。

建築物系施設では、公共施設の再編による総量圧縮と機能の向上、公共施設にかかるコストの縮減、公共施設の有効活用の3つを基本方針とし、既存施設の整理統合や施設改修にかかるコストの平準化、保有資産の売却や賃貸等を進めていく。

インフラ系施設では、定期的な点検による劣化状況の把握と必要に応じた更新等の処置、更新投資需要の平準化とライフサイクルコストの縮減、財源の確保の3つを基本方針とし、定期的な点検によるインフラ施設の損傷程度の早期把握やインフラごとの長寿命化計画の策定、国の制度活用や民間活力の導入などを進めていく。

本計画においても、新城市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努めていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

本市が居住地やワーケーションの地として選ばれるように、活力ある地域づくりを進めるとともに、良好な居住環境の住宅地整備や空き家の有効活用、情報発信等を進め、移住・定住の促進を図る。また、地域内外との交流促進、地域社会の担い手となる人材の育成を図っていく。

(1) 現況と問題点

本市においては、少子化や若年層の市外への進学・就職に伴う定住人口の減少が顕著であり、平成 13 年（2001 年）以降は毎年転出超過となっている。定住対策については、子育て支援や医療福祉対策など本市が独自に提供しているサービスに加え、コロナ禍で価値観が見直された地方での暮らし方を希望者の望む生活スタイルに合致させ魅力を向上させるトータルコーディネートした提案と関係者間の調整をしていく必要がある。

また、平成 25 年に制定した自治基本条例に基づき、市民一人ひとりが主役となってまちづくりを推進していくための仕組みづくりや環境整備を進めています。それぞれの人が地域社会を支える一員として、地域づくりをするための義務と責任を自覚し果たしていく必要があります。若者、女性、高齢者、障害のある方など、すべての人が地域づくりに参加することができるよう多くの参加の機会を設けるとともに、協働して次の世代へリレーができる担い手が求められている。

(2) その対策

- 住みやすさ、暮らしやすさを含めた移住・定住情報の提供を強化する。
- 新城市空き家バンクポータルサイトによる住宅情報を提供するとともに、住宅改修時には補助金を交付する。
- 令和 2 年 3 月に包括協定を締結した一般社団法人愛知県古民家再生協会と連携し、マッチング支援をはじめ、空き家の利活用を図る。
- 新たな鳳来総合支所庁舎の建設を始め、鳳来総合支所周辺における総合的な開発を進める。
- 長者平団地分譲宅地を販売し、作手地区の定住促進を図る。
- 愛知県及び中小企業等と連携し、都市圏からの移住者に移住支援金を交付する。
- 東三河広域連合や愛知県交流移住センターにおける取り組みなど、関係自治体、団体との連携による特徴ある地域づくりや交流・移住・定住の促進を通じ、分権型社会に対応した「自立力」と「地域力」を備えた一体的な地域づくりを推進する。
- 鳳来地区及び作手地区の各地域自治区が主体となって、地域主導のまちづくりを引き続き進める。集客イベントを利用した地域の魅力発信や若者定着に向けた独自の奨励金を交付し、定住促進と地域の繋がり強化を図る。
- 鳳来地区においては、旧鳳来町からの姉妹町である東浦町や姉妹商工会のある静岡県賀茂郡河津町とイベント等を通じ交流を行っているほか、廃校を利用したドロー

ンの活動拠点、景観的にも魅力ある棚田や森林等での作業を通じた交流や豊川流域住民との交流を図っている。また、田舎暮らし体験、農林業体験等、都会の住民が田舎に興味を持ち、移住・定住に結びつけられる施策を実施する。

- 作手地区においても、旧作手村の友好町村である武豊町や、野外教育センターのある安城市、大府市など、各種イベントを通じての交流が行われており、鬼久保ふれあい広場、つくで手作り村などの施設も十分活用し今後も継続して行う。
- 地域おこし協力隊の継続した配置により、地域間交流を発生させる仕掛けづくりや環境づくり、地域づくり活動の機能性や効率性を高めるための取り組みを行う。
- 市民まちづくり集会、若者議会、女性議会、中学生議会などへの参加をきっかけとした地域リーダーの育成とその支援を行う。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家利活用事業 「事業内容」 新城市空き家バンクポータルサイトによる住宅情報を提供し、住宅改修時には補助金を交付する。 「事業の必要性」 空き家の市場流通の促進 「事業効果」 空き家の利活用促進、地域活性化、U J I ターン等による定住人口の確保	新城市	鳳来地区 作手地区
		移住支援事業 「事業内容」 東京圏から移住した者がマッチング支援対象の求人を充足して定住に至った場合等に支援金を支援する。 「事業の必要性」 東京圏からの移住促進 「事業効果」 移住・定住者の増加、中小企業等における人手不足の解消	愛知県 新城市	鳳来地区 作手地区

	<p>若者定住奨励金交付事業 「事業内容」 作手地区に転入、転居、出生した者で住所を定めてから3年度を経過した45才以下の者を対象に奨励金を交付する。 「事業の必要性」 作手地区への定住促進と地域活性化 「事業効果」 地域をあげて定住を推進しているとの宣伝につながるとともに、定住者の作手地区に住み続ける定着意識やふるさと意識の高揚が図られる。</p>	新城市	作手地区
	<p>地域活性化推進事業（移住・定住PR） 「事業内容」 鳳来地区で開催されるイベントの会場内で地域外の方々を対象に地域の情報発信を行う。 「事業の必要性」 鳳来地区への定住促進と地域活性化 「事業効果」 地域をあげて定住を推進しているとの宣伝につながるとともに、定住者の鳳来地区に住み続ける定着意識やふるさと意識の高揚が図られる。</p>	新城市	鳳来地区
	<p>地域人材育成事業（防災士育成） 「事業内容」 鳳来地区において、防災士の資格取得に係る研修講座の受講料等を支援する。 「事業の必要性」 知識の防災意識を高めるため。 「事業効果」 地域の防災リーダーを育成し、地域の防災力を向上させる。</p>	新城市	鳳来地区

3 産業の振興

新東名高速道路や、三遠南信自動車道の開通などの利点を十分に活用し、豊かな地域資源を活かした魅力ある産業の創造と労働、定住人口確保に努める必要がある。

近年では、農業における6次産業化や農林水産業への企業参入、ＩＣＴ、ＡＩ、ドローン、自動走行などの次世代技術を活用した取り組みが活発化しており、地域産業を取り巻く環境が大きく変化している。このような状況の中、本市においては、新城市地域産業総合振興条例を策定し、市・市民・事業者の協力連携のもとに、持続可能な地域経済とにぎわいと活力に満ちた魅力あるまちの実現を目指し、地域産業の創造と発展に向け総合的に施策を展開している。

今後も農林業、商工業、観光、次世代産業そしてコミュニティビジネスまであらゆる分野の地域産業の活性化に取り組み、産業によるまちづくりを推進していく。

(1) 現況と問題点

I 凤来地区

ア 農業

耕地面積は、過疎化と昭和44年に始まる米の生産調整とそれに続く水田利用再編対策、水田農業確立対策等により、山間地に点在する生産性の低い農地が森林に転用されたことなどにより、一貫して減少しており、極めて零細な規模での経営が行われている。

一方、農業経営形態では、農業経営の主力であった男子労働力が、昭和30年代半ばからの高度経済成長期において、他産業に移行したことにより第2種兼業農家比率を急増させ、農業経営の主体は、女性と高齢者に移行した。また、昭和40年代からの地区内への企業進出は、女性を吸収し、現在、農業労働力は高齢者が主体となっている。

こうしたことから、農家の経営意欲は極めて低く、水稻、梅、茶など共同出荷される一部の農産物を除き、農業生産の大部分が自家消費に向けられている。

また、近年の有害鳥獣による農作物の被害により経営意欲はさらに低くなっている。

イ 林業

森林面積は23,191ha（令和元年（2019）年）で、地区全体面積の87.9%を占めている。そのうち人工林面積は15,976haで、森林面積の68.8%となっており、そのほとんどがスギ、ヒノキである。

本地域の森林は、東三河一帯の水源地の役割を担っており、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギ、ヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えている。その一方で、森林の所有形態は小規模・分散的で、長期的な木材価格の低迷による経営意欲の低下や、所有者の世代交代などにより森林への関心が薄れ、管理が適切に行われないなどの事態が発生している。

高齢化林分のスギ・ヒノキ林ではエダムシ（スギノアカネトラカミキリ）の発生も報告されており、エダムシは幼虫が生立木の幹内部で食害し、大きな変色や腐食を発生させるため、木材の商品価値の低下につながる。被害を防ぐには、森林の適切な管

理が必要となる。

また、森林整備に必要な人材の育成への継続的な取り組みとして、林業事業体へ、森林経営計画作成のための研修や森林整備の技術研修会などへの参加を啓発しているが、森林整備を担う林業就業者が伸び悩んでいる。今後、森林環境譲与税を活用した森林整備の拡大に伴い、林業事業体などの人材確保が課題となる。

ウ 工業

令和元年（2019年）の工業状況は、事業所数（従業員4人以上）34工場、従業員数776人となっている。しかしながら、その内の24の事業所が従業員数20人以下であり、従業員規模は総じて小規模である。業種別では製材業、電気機器、自動車関連産業が主体である。

エ 商業

高度に商業機能が集積した商業地はなく、長篠地区にある程度の商業集積が見られる程度であり、近年ドラッグストアの出店があったものの商業機能の回復には至っていない。消費者の購買動向は、消費生活の変化、道路網の整備等により、依然市を中心地、豊川市、豊橋市及び浜松市方面の大型店へ流出しており、地区内の消費は減少している。

オ 観光・レクリエーション

本市の主要な観光地は天竜奥三河国定公園区域内にあり、鳳来寺山をはじめ、湯谷温泉、阿寺の七滝、「長篠・設楽原の戦い」で全国に知られる長篠城跡等、自然と文化の観光資源に恵まれた地域である。また、学童農園山びこの丘、愛知県民の森、東海自然歩道などの観光レクリエーション施設、さらには鳳来ゆ～ゆ～ありいな、うめの湯などの温泉施設に観光客が訪れている。三遠南信自動車道鳳来峠IC及び新東名高速道路新城ICの開設により、観光入込客数は一時的に増加したが、近年の景気低迷や新型コロナウイルスの感染拡大などの影響もあり、観光産業は低迷している。

II 作手地区

ア 農業

主に稲作中心の土地利用型農業で、近年では農作業を委託する農家が増えるとともに、規模拡大による自立を志向する農家がみられる。今後は転作に伴う条件整備、集団化の促進、中核農家の育成、農業法人化などによって本地区の農業生産構造をさらに改善していくことが必要となっている。

若年層の流出と担い手の高齢化が進行し、経営意欲が低下しているが、酪農、花き、肉用牛、施設野菜等の経営作目を中心に団地化され、中核農家もみられ、農業後継者が定着している。農業経営は、米、茶、繁殖和牛、施設野菜との複合経営が多く大半が第2種兼業農家である。その他、Iターンによる若者の新規就農者も現れ、高原の地を活かした作物を作り付加価値を高めるなど、若者の農業従事者の増加が期待される。基盤整備は、区画整理を進めているが、未整備地区の実施と、老朽化した用排水

路の整備、暗渠排水の整備が必要となっている。

また、近年の有害鳥獣による農作物の被害により経営意欲はさらに低くなっている。

イ 林業

森林面積は 10,214ha（令和元（2019）年）で、地区全体面積の 86.9%を占めている。そのうち人工林面積は 8,953ha で、森林面積の 87.6%となっており、そのほとんどがスギ、ヒノキである。

本地域の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギ、ヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えている。その一方で、森林の所有形態は小規模・分散的で、長期的な木材価格の低迷による経営意欲の低下や、所有者の世代交代などにより森林への関心が薄れ、管理が適切に行われないなどの事態が発生している。

森林には、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材を始めとする林産物の供給など多くの機能があり、適切な管理が行われなくなると、森林がもっている本来の機能が十分に發揮されなくなる。

また、木材生産の方法が、架線による搬出から林内路網を活用した車両による搬出が主流になりつつあり、低コストで木材を搬出するためには、高性能林業機械（スイシングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ等）の利用や施業の集約化が必要となる。その基盤として、現地に適合した林道や森林作業道の整備を積極的に推進する必要がある。

ウ 工業

令和元年（2019 年）の工業状況は、事業所数（従業員 4 人以上）9 工場、従業員数 216 人となっている。その内の 5 の事業所が従業員数 20 人以下であり、従業員規模は総じて小規模である。業種別では、工業用ゴム製品、自動車関連産業が主体である。

エ 商業

商店は、いずれも小規模で家族経営的な店舗が大半を占めており、各集落に分散し集積は見られない。消費者の購買動向は、消費生活の変化、道路網の整備、集落の所在等により、市の中心地や豊川市及び豊橋市方面、岡崎市及び豊田市方面の大型店へ流出し、地区内の消費は減少している。

オ 観光・レクリエーション

地区の広い範囲が愛知高原国定公園と本宮山県立自然公園区域に含まれ、平均標高 550m 余の高原性気候、溪流、山岳など自然に恵まれた地域で、特に高速道路のインターから 1 時間圏にある手軽な高原としての特色をもっている。鳴沢の滝、甘泉寺のコウヤマキ、学術的にも貴重な長ノ山湿原、亀山城や古宮城などの戦国時代の城址群など優れた観光資源がある。また、レクリエーション施設である鬼久保ふれあい広場や、道の駅つくで手作り村は休日を中心に多くの来訪者で賑わっているが、道路の凍結が心配される冬季期間は、来訪者数が少ない状況にある。

(2) その対策

I 凤来地区

ア 農業

引き続き生産基盤の整備を実施し優良農地を確保するとともに、新規就農者の確保・育成、耕作放棄地の拡大を防止し、農業の持つ多面的機能の維持増進を図っていく。

また、農産物の加工による高付加価値化と地域資源を活用した新しい產品づくり・消費者等のニーズに対応できる作物の普及を進め、生産から加工・販売まで一貫した事業を推進するとともに、鳥獣害対策、地産地消の普及、農業協同組合等による経営近代化施設の整備について積極的に支援を図り、地域の資源・特徴を活用したグリーンツーリズムをはじめ、都市と農村との交流を促進する交流体験型農業を展開していく。そのほか、令和2年に官民で設立した東三河ドローン・リバー協議会において、未来技術の社会実装を通じて地方創生の深化を図り、農業などを含むドローン・エアモビリティに関する新産業の集積に向けた取り組みを進める。

イ 林業

森林施業を推進するためには、施業コストの低減、労働力の軽減等が必要不可欠である。このため、森林組合、林業関係団体等との連携をより密接にし、森林施業の集約化を推進すると共に、林業体験による林業従事者的人材確保に努める。

また、素材の主であるスギ、ヒノキについては、消費者ニーズに合った加工及び品質の安定した製品の供給体制を確立し、銘柄化と産地化の形成に取り組み、より一層の需要拡大を推進していく。

あわせて、森林資源を域内で適正かつ持続的に活用する、供給元から需要先に至る一連の流通網を整備し、現在十分な出材が進んでいない森林からの円滑な出材を可能にする仕組みを再構築することにより、山に適正な収益を還元し森林の価値を生み出すとともに、出材された材を用材及び木質バイオマス燃料として活用する仕組みの構築について研究を行っていく。

ウ 工業

新規に立地する企業や既存企業の設備投資に対する固定資産税の課税免除や奨励金の交付、販路拡大の支援など関係機関と連携し、地域経済の活性化に向けた取り組みを推進する。また、企業の雇用人材確保が市内事業所において喫緊の課題となっているため、市内企業の認知度を高める「しんしろ企業展」、ハローワークと連携する「高校生のための企業説明会」や「奥三河求人面接会」などを開催し、新規雇用者の確保に努める。

エ 商業

商工会を中心とした経営指導などにより経営能力の向上、販売力の増強、後継者の確保のための取り組みを支援していく。地元での消費拡大を図ると共に、特産品の販売や温泉、宿泊施設を活用し、観光客への消費拡大を図っていく。

また、地域における創業支援体制を強化するとともに、空き店舗などの活用を促進

し、さらに情報サービス業等の新たな産業の育成を図る。

オ 観光・レクリエーション

経年劣化の進む観光案内板の更新、改修や観光トイレ、駐車場の整備、景観の保全を行うことで、レクリエーション施設の充実に努めるとともに、国定公園に指定される豊富な自然環境、温泉、歴史等の多様な資源に関わる人や地域と協働し、来訪者の利便性および満足度の向上に努める。また、本市で進めるスポーツツーリズムや新たな着地型観光プログラムの開発、新城と名古屋（藤が丘）間を結ぶ高速バス「山の湊号」を活用した商品開発により、日本の真ん中に位置している立地優位性や新東名高速道路新城ＩＣの交通利便性を活かし、名古屋圏を主として東京・大阪から人を呼び込む施策を展開する。あわせて、鳳来地区に近接している、奥三河観光のハブステーション「道の駅もっくる新城」や名古屋藤が丘に設置したアンテナショップ「山ＰＯＲＴしんしろ」、各種イベントなどをを利用して新城の魅力を発信していく。

評価指標	目標値				
	R3	R4	R5	R6	R7
鳳来地区の 観光入込客数（人）	1,329,000	1,434,000	1,469,000	1,504,000	1,542,000

II 作手地区

ア 農業

引き続き基盤整備を推進するとともに、鳥獣害対策、新規就農者や定年就農者などの受入れや農業生産法人等の設立を行い、（公財）農林業公社しんしろを中心に、農地の流動化及び荒廃農地の解消、生産物に付加価値をつけるための販売方式の確立を図っていく。また、農地の持つ多面的機能の維持増進を図るための事業を積極的に展開する。あわせて、都市と農村との交流を促進する交流体験型農業を展開していく。

そのほか、令和2年に官民で設立した東三河ドローン・リバー協議会において、未来技術の社会実装を通じて地方創生の深化を図り、農業などを含むドローン・エアモビリティに関する新産業の集積に向けた取り組みを進める。

イ 林業

人工林の健全化を推進するにあたり、森林資源のデータ整備を行うとともに、森林所有者の意向を踏まえた上で、計画的・戦略的な間伐等を施行するためのゾーニングを行う。その上で、所有者説明会（地域懇談会）等を開催し、効率的・効果的に施業を進められるよう、集約化施業を図る。その際、森林経営管理制度についても周知し、必要に応じて市が経営管理の委託を受けて、森林組合等の林業経営者と連携して、適切な管理を実施する。

地域材の生産から流通、加工、利用に至るまでの関係者の連携強化を図るなど、林業・木材産業の活性化につながる仕組みづくりを進める。また、森林経営管理制度の創設を受けて、森林組合等の林業事業者と連携し、森林所有者から経営管理を委託された場合の管理実施体制を確保する。

また、新城フォレストベースを拠点に、森林資源情報の共有をはじめ、ICTを活用したスマート林業を推進し、林内路網の整備及び高性能林業機械の導入を進め、効率的・効果的な作業環境を確保する。

ウ 工業

新規に立地する企業や既存企業の設備投資に対する固定資産税の課税免除や奨励金の交付、販路拡大の支援など関係機関と連携し、地域経済の活性化に向けた取り組みを推進する。また、企業の雇用人材確保が市内事業所において喫緊の課題となっているため、市内企業の認知度を高める「しんしろ企業展」、ハローワークと連携する「高校生のための企業説明会」や「奥三河求人面接会」などを開催し、新規雇用者の確保に努める。

エ 商業

商工会を中心とした経営指導などにより経営能力の向上、販売力の増強、後継者の確保のための取り組みを支援していく。地元での消費拡大を図ると共に、特産品の販売や宿泊施設を活用し、観光客への消費拡大を図っていく。

また、地域における創業支援体制を強化するとともに、空き店舗などの活用を促進し、さらに情報サービス業等の新たな産業の育成を図る。

オ 観光・レクリエーション

観光案内板の設置やトイレの改修など、既存の観光、レクリエーション施設の充実に努めるとともに、多様な資源に関わる人や地域と協働し、来訪者の利便性および満足度の向上に努める。

また、近隣市町から気軽に訪れることが出来る高原の特色を活かし、高原野菜等地域の特産品の売り出しや農産物の収穫体験、戦国時代の城址群の周遊コース造成等、既存観光資源・レクリエーション施設を活用し、その付加価値を高めて、観光交流による地域の活性化を進める。

評価指標	目標値				
	R3	R4	R5	R6	R7
作手地区の 観光入込客数（人）	174,000	183,000	188,000	192,000	197,000

評価指標	目標値
	R7までに
鳳来地区・作手地区の 新規就農者数（人）	10

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	園芸施設団地整備事業 施設整備 1.5ha (トマト、ホウレンソウ、イチゴ)	新城市	鳳来地区 作手地区
		産地生産基盤パワーアップ事業 施設整備 0.2ha (トマト)	新城市	作手地区
		農地環境整備事業（布里地区） A=13ha	愛知県	鳳来地区
		農地環境整備事業(作手菅沼地区)	愛知県	作手地区
		経営体育成基盤整備事業(西田原地区) A=10ha	愛知県	作手地区
	(9) 観光又はレクリエーション	多面的機能支払交付金事業	新城市	鳳来地区 作手地区
		観光案内看板 整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区
		観光地駐車場 整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区
		鳳来寺山表参道 木戸駐車場舗装工事	新城市	鳳来地区
		湯谷温泉加温配湯施設 配湯管改修工事	新城市	鳳来地区
		湯谷園地遊歩道及び園内立木 整備工事	新城市	鳳来地区
		乳岩周遊施設 改修工事	新城市	鳳来地区
		涼風の里公衆トイレ 屋根葺き替え工事	新城市	作手地区
		巴湖水景施設 改修工事	新城市	作手地区
		観光施設等整備事業 観光案内看板整備	新城市	鳳来地区 作手地区
		学童農園山びこの丘 食堂棟空調機取替工事	新城市	鳳来地区

	学童農園山びこの丘 新館リフト改修工事	新城市	鳳来地区
	学童農園山びこの丘 屋内テニスコート人工芝張替工事	新城市	鳳来地区
	学童農園山びこの丘 管理棟中庭ケヤキ伐採及び改修工事	新城市	鳳来地区
	学童農園山びこの丘 宿泊棟浄化槽配管取替工事	新城市	鳳来地区
	学童農園山びこの丘 取水装置更新工事	新城市	鳳来地区
	学童農園山びこの丘 新館周辺及び食堂棟汚水樹・配管等取替工事	新城市	鳳来地区
	学童農園山びこの丘 宿泊棟新館全壁クロス張替工事	新城市	鳳来地区
	学童農園山びこの丘 旧館宿泊棟客室リノベーション工事	新城市	鳳来地区
	学童農園山びこの丘 旧館宿泊棟トイレ洋式化改修工事	新城市	鳳来地区
	つくで手作り村 人道橋設置工事	新城市	作手地区
(11) その他	山村地域鳥獣被害防止対策事業	新城市	鳳来地区 作手地区

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
鳳来地区	製造業、情報サービス業等、	令和3年4月1日～	
作手地区	農林水産物等販売業、旅館業	令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

なお、実施にあたっては周辺市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

新城市公共施設等総合管理計画における基本方針及び「商工観光施設」の整備方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

国が推進している超スマート社会（Society 5.0）及び第2次新城市総合計画における情報ビジョン、「情報技術でひと・ちいき・まちをつなげる」ため、地域におけるさらなる情報化を推進していく。

(1) 現況と問題点

本市では、新城市地域情報化計画に基づき、情報通信格差を是正するため、移動通信用鉄塔施設整備事業による携帯電話不感地域の解消や市内全域に光ファイバネットワークを整備するなど情報化の基盤整備を推進してきた。また、高齢者の健康寿命や社会寿命の延伸等を目指すため、平成30年（2018年）に名古屋大学との間で医療、健康維持等に関する包括連携協定を締結し、奥三河メディカルバレープロジェクトに取り組んでいる。令和2年度（2020年）には総務省事業「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証（医療分野）」に採択され、5G通信システムで新城市民病院と作手地区を繋ぐことで、大容量データをタイムラグ少なく通信できることを実証し、健康指導やリハビリの遠隔指導などを可能とする仕組みが出来つつある。

しかし、高齢者を中心とした情報通信技術に不慣れな市民も多く、市民間、地域間の情報格差（デジタル・ディバイド）が広がることが懸念され、市民の情報通信技術利活用能力の向上と、ハード面における地域間情報格差の解消が課題となっている。

(2) その対策

市民間、地域間の情報格差を解消するため、情報通信技術を活用する人材の育成や、情報通信環境の整備など、ソフト・ハード両面においてAI、IoT、RPA、5Gなどの情報通信技術を十分に活用できる環境を整備する。さらに、様々な情報通信技術を活用することで、地域医療やケア体制の強化はもちろんのこと、防災体制の確保、産業の生産性向上、インバウンド観光への対応、公共交通の維持・改善、子育て支援や未来を担う人材の育成など、地域の様々な課題を解決し市民誰もが安心して暮らすことができる地域の実現を図っていく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

経済、産業活動の展開や定住促進、防災対策を兼ね備えた利便性の高い住環境整備を進めるため、国道、県道、市道、農道、林道の道路整備を積極的に進めるとともに、利用者のニーズにあわせた公共交通の整備を進める。

(1) 現況と問題点

I 凤来地区

ア 国道・県道

国道、県道は、国道2路線、主要地方道3路線、一般県道15路線の計20路線で構成されており、北設楽郡内町村と東三河都市部、静岡県浜松市とを結び、日常生活をはじめ、地域の産業振興に欠かすことのできない重要な路線となっている。また、国道151号は、新東名高速道路新城ICへのアクセス道路の役割を果たす重要路線であり、三遠南信自動車道鳳来峡ICにも接続していることから、今後、観光、物流、地域産業等にとって重要な幹線道路として交通量の増加が見込まれる。

しかしながら、国道・県道とも急峻な山間部を通過する道路であるため、改良率は依然として低率に留まっており、地域振興を図るうえにも早急な整備が必要である。

イ 市道

鳳来地区は広大な面積を有し、その大部分が山間地で集落も点在しているため、狭い谷間を縫うように市道が延びている。また、路線数は562路線、実延長276,378mであり、うち改良率は52.9%、舗装率は83.8%となっている。このいずれもが国道、県道への連絡道及び集落間連絡道として、日常生活とは切り離すことのできない重要な路線となっている。このため、早急に改良、舗装が必要である。

ウ 農道

農道は、生産基盤施設として毎年計画的に整備されているが、地形条件等から整備は十分でなく、農業用資機材の搬入、農産物の出荷等を人力に依存している農地が数多く残されている。

エ 林道

林道は、地域再生基盤強化交付金などにより整備が図られたが、急峻な地形が多くあるため、事業進捗は、まだ十分とは言えない。今後も、低コスト木材生産を図るため、高性能林業機械を効率的に運用することができる林道網の整備を引き続き推進する必要がある。

オ バス・鉄道等

広大な面積に集落が点在する中、住民はもとより、小中学生、高校生の通学手段としてバス路線は欠かせないものとなっている。

昭和30年代には、ほぼ全域に路線バスが運行されていたが、過疎化の進行や自家用

車の急速な普及に伴う利用者の減少により、不採算路線は縮小・廃止がなされ、現在は民間乗合バス 1 社 2 路線及び市営バス 5 路線が運行されている。

さらに、令和 3 年度から地域住民で組織する団体が自家用有償旅客運送を行うようになり、地域に必要不可欠な交通手段の 1 つとなっている。

また、鉄道は J R 飯田線が地区のほぼ中央を東西に横断する形で走っており、近郊都市部への通勤、通学等日常生活においても重要な役割を担っている。

少子高齢化が進む中、公共交通機関の存続は児童・生徒の通学、交通手段を持たない高齢者等の日常生活の足の確保のために極めて重要な課題である。

II 作手地区

ア 国道・県道

国道、県道は、国道 301 号を基幹道路とし、国道 420 号、主要地方道 2 路線、一般県道 7 路線の計 11 路線で構成されており、隣接市町村を結ぶ重要な路線である。しかしながら、山間部を通過する道路であるため、改良率は依然として低率となっている。また、作手地区から市の中心部への主要道路は国道 301 号しかなく、災害などにより通行不能となった場合の迂回路として、県道作手清岳新城線の通行不能区間の開通が待たれている。

イ 市道

市道は、国道、県道への連絡及び集落間道路として日常生活とは切り離すことのできない重要な路線である。路線数は 680 路線、実延長 311,153m であり、うち改良率は 47.7%、舗装率は 64.6% となっている。このため、早急に改良、舗装が必要である。

ウ 農道

農道は、生産基盤施設として毎年計画的に整備されている。今後もほ場の整備と農業経営の近代化が進むことから、大型農業機械の搬出入の利便性と作業効率を高めるために、更なる整備が必要である。

エ 林道

林道は、地域再生基盤強化交付金などにより整備が図られたが、まだ十分とは言えない。今後も、集落間の連絡道としての役割や、低コスト木材生産のため、高性能林業機械を効率的に運用することができる林道網の整備を引き続き推進する必要がある。

オ バス

鉄道の無い本地区の公共交通機関は、バス 3 路線であり、交通手段を持たない高齢者等や、小中学生、高校生の通学の重要な交通手段となっている。令和元年（2019 年）からは、デマンドバスの運行を開始し、高齢者など交通弱者の利便性の向上に努めている。今後も住民ニーズにあわせた地域の公共交通機関の確保が重要となっている。

(2) その対策

I 鳳来地区

ア 国道・県道

国道は主要幹線道路であり、重要な役割を果たしている。特に新東名高速道路新城ＩＣが開設され、三遠南信自動車道等の整備が進行しているこの地域にとって、これらを結ぶ路線はさらに重点的な整備が必要となってくる。

また、広大な市域の地域間及び公共施設等を結ぶ県道は、重要な路線であり、早期改良を関係機関に要望していく。

イ 市道

市道は国道、県道への連絡道、集落間連絡道として日常生活に密着した施設として重要な役割を担っており、計画的に整備を進めているが、更なる整備が必要であり、推進していく。

ウ 農道

農道は、農業経営・作業の近代化・効率化、生産性の向上のためだけでなく、集落道路の役割を果たしているため、今後も整備を推進していく。

エ 林道

林道は、効率的な森林整備の実施や低コスト木材生産には欠かせない重要な施設であり、今後も森林の有する多面的機能の発揮のため、継続的、計画的に整備を進める。

オ バス・鉄道

公共交通機関は、地域住民が日常生活を営む上で欠くことのできないものであり、特に交通弱者にとっては唯一の交通手段である。

バス路線の内、民間乗合バス路線にあっては事業者の経営努力はもとより、国・県の公的補助制度の継続と官民一体となった利用率向上の方策が必要である。また、市営バス路線にあっては、運行管理業務委託の継続、車両の小型化、路線の延長など、利用者のニーズにあった運行方法を検討し、公共交通の維持及び利便性の向上に努める。

自家用有償旅客運送を行う団体が継続して事業を遂行できるよう支援を行う。

鉄道については、ＪＲ飯田線を利用した来訪者及び住民の通勤、通学、通院等の日常生活の主要公共交通機関として重要な役割を担っていることから、利用しやすい公共交通の実現に向けた、ダイヤの増便、駅舎改善、ICカード施設の導入等の環境整備を要望していく。

II 作手地区

ア 国道・県道

国道は、本地区の生命線ともいえる道路であり、重要な役割をはたしている。また、地域間及び公共施設等を結ぶ県道については、重要な路線であり、早期改良を関係機関に要望していく。特に自動車通行不能区間のある県道作手清岳新城線は、災害対策

の面からも関係者一体となって早期改良を強く要望していく。

イ 市道

市道は国道、県道への連絡道、集落間連絡道として日常生活に密着した施設として重要な役割を担っており、計画的に整備を進めているが、更なる整備が必要であり、推進していく。

ウ 農道

農道は、農業経営・作業の近代化・効率化、生産性の向上のためだけでなく、集落道路の役割を果たしており、今後も積極的に整備を推進していく。

エ 林道

林道は、効率的な森林整備の実施や低コスト木材生産には欠かせない重要な施設であり、今後も森林の有する多面的機能の発揮のため、継続的、計画的に整備を進める。

オ バス

バス路線の内、民間乗合バス路線にあっては事業者の経営努力はもとより、国・県の公的補助制度の継続と官民一体となった利用率向上の方策が必要である。また、市営バス路線にあっては、デマンドバスのさらなる利便性の向上を図るほか、運行管理業務委託の継続、車両の小型化、路線の延長など、利用者のニーズにあった運行方法を検討し、公共交通の維持及び利便性の向上に努める。

評価指標	目標値
	R4までに
公共交通網路線再編等の計画策定	策定

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市道 道路	市道玖老勢海老線（西山1号トンネル） (トンネル修繕工事) L=57.8m W=3.7m	新城市	鳳来地区
		市道玖老勢海老線（西山2号トンネル） (トンネル修繕工事) L=21.7m W=3.7m	新城市	鳳来地区
		市道菅沼笠井嶋線（改良） L=1,558m W=5.0m	新城市	作手地区
		市道郷中線（改良） L=593m W=4.0m	新城市	作手地区

	市道高里千万町線（改良） L=800m W=5.0m	新城市	作手地区
	市道鴻ノ巣1号線（舗装） L=400m W=4.0m	新城市	作手地区
	市道田原木和田線（舗装） L=400m W=4.0m	新城市	作手地区
	市道中河内田原線（舗装） L=500m W=4.0m	新城市	作手地区
	市道田原愛郷線（舗装） L=250m W=4.0m	新城市	作手地区
	市道縄手下2号線（舗装） L=160m W=2.0m	新城市	作手地区
	市道町並本線（舗装） L=150m W=15.0m	新城市	作手地区
	市道イタバシ北滝ノ沢線（舗装） L=240m W=4.0m	新城市	作手地区
	市道ツガノヲ新五良線（舗装） L=60m W=4.0m	新城市	作手地区
	市道鴨ヶ谷小林線（舗装） L=500m W=5.0m	新城市	作手地区
	市道赤羽根野郷線（舗装） L=200m W=4.0m	新城市	作手地区
	市道川壳線（舗装） L=150m W=6.0m	新城市	鳳来地区
	市道池場線（舗装） L=330m W=4.0m	新城市	鳳来地区
	市道新戸線（舗装） L=500m W=3.0m	新城市	鳳来地区
	鳳地線（改良） L=30m W=3.0m	新城市	鳳来地区
	塩谷五領線（舗装） L=350m W=4.0m	新城市	鳳来地区
	内金乗本線（舗装） L=300m W=6.5m	新城市	鳳来地区
	長篠線（舗装） L=900m W=5.0m	新城市	鳳来地区
	古城跡線（舗装） L=300m W=5.0m	新城市	鳳来地区

	大野線（舗装） L=800m W=6.0m	新城市	鳳来地区
	大野睦平線（舗装） L=150m W=7.0m	新城市	鳳来地区
	長篠団地線（側溝改良） L=20m W=4.0m	新城市	鳳来地区
	睦平郷中線（側溝改良） L=50m W=5.0m	新城市	鳳来地区
橋りょう	新島川橋（市道鴨ヶ谷弓木線） (橋梁修繕工事) L=32.2m W=4.0m	新城市	作手地区
	下田橋（市道下吉田郷中線） (橋梁修繕工事) L=12.2m W=5.4m	新城市	鳳来地区
	下田橋（市道紺屋平1号線） (橋梁修繕工事) L=16.0m W=4.6m	新城市	鳳来地区
	枯杉橋（市道枯杉線） (橋梁修繕工事) L=40.1m W=4.4m	新城市	鳳来地区
	桐谷橋（市道桐谷線） (橋梁修繕工事) L=67.0m W=1.5m	新城市	鳳来地区
	大持原橋（市道大持原線） (橋梁修繕工事) L=26.0m W=4.0m	新城市	鳳来地区
	6号橋（市道赤羽根線） (橋梁修繕工事) L=6.4m W=3.0m	新城市	作手地区
	分野橋（楨原玖老勢線） (橋梁修繕工事) L=9.3m W=3.6m	新城市	鳳来地区
	大橋（市道川合貝津線） (橋梁修繕工事) L=28.1m W=4.4m	新城市	鳳来地区
	(2) 農道 竹ノ輪支道（舗装） L=400m W=3.0m	新城市	鳳来地区
		新城市	鳳来地区

	北ノ前 1 号線 (舗装) L=110m W=4. 0m	新城市	作手地区
	小滝線 (舗装) L=280m W=4. 0m	新城市	作手地区
	柳橋 2 号線 (舗装) L=240m W=4. 0m	新城市	作手地区
	イタバシ 2 号線 (舗装) L=250m W=4. 0m	新城市	作手地区
	大造線 (舗装) L=380m W=4. 0m	新城市	作手地区
	田代貝津 3 号線 (舗装) L=390m W=4. 0m	新城市	作手地区
(3) 林道	塩瀬本線 (改良) L=647m W=4. 0m	新城市	鳳来地区
	大峯線 (改良) L=810m W=4. 0m	新城市	作手地区
	塩瀬本線 (舗装) L=1, 423m W=4. 0m	新城市	鳳来地区
	大峯線 (舗装) L=2, 976m W=4. 0m	新城市	作手地区
	山中線 (舗装) L=2, 235m W=3. 6m	新城市	鳳来地区
	神田道瓦線 (改良) L=693m W=4. 0m	新城市	作手地区
	上小夫田徳後線 (開設) (調査) L=959m W=3. 6m	新城市	作手地区
	神田道瓦線 (改良) L=228m W=4. 0m	新城市	作手地区
	作角線 (改良) L=300m W=3. 0m	新城市	鳳来地区
	赤羽根鴨ヶ谷線 (舗装) L=650m W=4. 0m	新城市	作手地区
	登立線 (舗装) L=800m W=4. 0m	新城市	作手地区
	ノッカド線 (危険地対策) L=27m W=4. 0m	新城市	作手地区
	立岩線 (危険地対策) L=17m W=4. 0m	新城市	作手地区

高松田代線（危険地対策） L=39m W=4.0m	新城市	作手地区
神田道瓦線（舗装） L=2,400m W=4.0m	新城市	作手地区
神田道瓦線（改良） L=140m W=4.0m	新城市	作手地区
神田道瓦線（舗装） L=2,070m W=4.0m	新城市	作手地区
大立歯朵ノ入線（改良） L=300m W=4.0m	新城市	鳳来地区
大立歯朵ノ入線（危険地対策） L=50m W=4.0m	新城市	鳳来地区
大立歯朵ノ入線（舗装） L=2,400m W=4.0m	新城市	鳳来地区
田代古戸線（開設） L=450m W=4.0m	新城市	作手地区
登ヶ城線（開設：計画調査） L=2,000m W=4.0m	新城市	作手地区
高土線（開設：計画調査） L=3,200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
ザット沢線（開設：計画調査） L=2,000m W=4.0m	新城市	鳳来地区
ハンノ木線（改良） L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
松峯線（危険地対策） L=50m W=4.0m	新城市	鳳来地区
大島黒沢線（改良） L=300m W=4.0m	新城市	鳳来地区
愛郷本線（改良） L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
善夫愛郷線（改良） L=100m W=4.0m	新城市	作手地区
向山線（改良） L=100m W=3.0m	新城市	作手地区
井戸入線（改良） L=100m W=4.0m	新城市	鳳来地区
東山勘藏線（危険地対策） L=80m W=4.0m	新城市	作手地区

高野線（舗装） L=500m W=3.0m	新城市	鳳来地区
大島夏明線（改良） L=100m W=4.0m	新城市	鳳来地区
大島夏明線（舗装） L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
六田沢栃木線（改良） L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区
六田沢栃木線（危険地対策） L=100m W=4.0m	新城市	鳳来地区
鉛山線（舗装） L=450m W=3.6m	新城市	鳳来地区
作角線（舗装） L=2,140m W=3.0m	新城市	鳳来地区
落ノ沢鳳地線（舗装） L=700m W=3.6m	新城市	鳳来地区
大島黒沢線（舗装） L=4,000m W=4.0m	新城市	鳳来地区
高土線（舗装） L=1,800m W=4.0m	新城市	鳳来地区
庄ノ沢線（舗装） L=1,200m W=4.0m	新城市	作手地区
平沢線（舗装） L=730m W=4.0m	新城市	作手地区
和田田代線（開設） L=3,000m W=4.0m	愛知県	作手地区
和田田代線（改良） L=100m W=4.0m	新城市	作手地区
和田田代線（危険地対策） L=30m W=4.0m	新城市	作手地区
和田田代線（舗装） L=2,100m W=4.0m	新城市	作手地区
雁峰線（県営林道改良事業） L=250m W=4.0m	愛知県	鳳来地区
上新戸黒淵線（開設） L=4,000m W=4.0m	愛知県	鳳来地区
上新戸黒淵線（改良） L=200m W=4.0m	新城市	鳳来地区

		上新戸黒淵線（危険地対策） L=50m W=4.0m	新城市	鳳来地区
		赤石線（舗装） L=100m W=3.0m	新城市	鳳来地区
		鳳地線（危険地対策） L=50m W=3.0m	新城市	鳳来地区
		大血沢線（危険地対策） L=30m W=3.6m	新城市	鳳来地区
		大沢大田輪線（舗装） L=600m W=3.0m	新城市	鳳来地区
		田代荒原線（開設） L=4,000 W=4.0m	愛知県	作手地区
	(6)自動車等 自動車	市営バス布里田峯・湯谷温泉もつくる新城線 車両 29人乗り 1台	新城市	鳳来地区
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	市営バス守義線 「事業内容」 作手地区北部の「鳴沢橋バス停」から作手地区中心部の「診療所前バス停」までの区間を結ぶ路線バスの運行。 「事業の必要性」 この路線周辺には他に公共交通がないため、沿線の高齢者の買い物や通院、中学生の通学といった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 買い物や通院、通学などといった地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。	新城市	作手地区
		市営バスつくであしがる線 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。 「事業の必要性」 高齢化が進み、自分で自動車を運転できず、バス停まで歩いて行くこともできない住民が増加していることから、買	新城市	作手地区

	<p>物や通院といった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>買い物や通院を始めとする地域内の移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p> <p>利用者の8割が70歳以上であり、予約受付を担当する社会福祉協議会と連携をとることで、高齢者の健康状態を確認出来るために、高齢者福祉増進の役割も果たすことが可能である。</p>		
	<p>作手線</p> <p>「事業内容」</p> <p>新城富永から作手高里までの地域間を結ぶ路線バスの運行。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>作手地区内と新城地区を結ぶ唯一の公共交通であるため、高等学校への通学、総合病院への通院、作手地区事業所への通勤などといった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>地域間の通院や買い物、通学、通勤の移動手段を確保し、地域間の交流や外出を促進し、地域の活性化を図る。</p>	新城市	作手地区
	<p>豊鉄バス路線運行補助 四谷千枚田新城線</p> <p>「事業内容」</p> <p>新城市民病院から四谷千枚田を結ぶ路線バスの運行。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院といった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>買い物や通院、通学などといった地域内の移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	鳳来地区

	<p>市営バス布里田峯線・湯谷温泉もくる新城線</p> <p>「事業内容」</p> <p>鳳来北西部地区から鳳来中学校及び道の駅もくる新城から鳳来東部地区を経由し鳳来寺山を結ぶ路線バスの運行</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院といった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院の移動手段を確保するとともに、観光誘客による地域の活性化を図る。</p>	新城市	鳳来地区
	<p>市営バス秋葉七滝線</p> <p>「事業内容」</p> <p>鳳来東部地区から長篠地区を結ぶ路線バスの運行。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>小学生や中学生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>買い物や通院、通学など地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	鳳来地区
	<p>市営バス長篠山吉田線</p> <p>「事業内容」</p> <p>鳳来南部地区から長篠地区を結ぶ路線バスの運行。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>小中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>買い物や通院、通学など地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、</p>	新城市	鳳来地区

	<p>地域の活性化を図る。</p> <p>市営バス塩瀬線 「事業内容」 鳳来北西部地区の路線バスの運行委託 「事業の必要性」 中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 買い物や通院、通学などといった地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	鳳来地区
	<p>地域デマンド交通運行事業費補助金 「事業内容」 地域住民が主体となって行う自家用有償旅客運送の運行に必要な経費に対する補助 「事業の必要性」 地域住民の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 買い物や通院を始めとする地域内の移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	鳳来地区

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新城市公共施設等総合管理計画におけるインフラ系施設の管理に関する基本方針及び「道路」の整備方針に基づき、計画的な維持管理による長寿命化に努める。

6 生活環境の整備

住民が、快適に生活していくうえで、上下水道、廃棄物処理、消防防災等の整備は、必要不可欠であるため、今後も引き続き施設整備と維持管理に努めていく。また、消防防災設備については、市域全体、さらには、受託している北設楽郡の町村を含め、効果的な運用ができるよう整備を行っていく。

(1) 現況と問題点

I 凤来地区

ア 水道

本地区は、平成 29 年 4 月より上水道として事業を運営しており、令和 2 年（2020 年）度末現在の普及率は 98.6% となっている。上水道事業へ統合するまでに施設改修等を行ったが、南海トラフ地震等の大規模地震に対して、安全な水を安定供給するため、水道施設耐震性の確保が急務である。

イ 汚水処理

水源地域である本地区は、衛生環境の向上や河川の浄化に積極的に取り組んでいく必要がある。また循環型社会への対応も課題となっている。今後は、合併処理浄化槽の普及を図り、また既存施設の老朽化が進んでいくことから、長寿命化・耐震化に向けた取り組みが必要である。

ウ 廃棄物処理

可燃ごみの処理については週 2 回の収集、不燃ごみ・資源については地区ごとに月 1 回ステーション方式により分別収集処理を行っている。今後とも、快適な市民生活を維持していくため、ごみの収集、処理体制の充実とともに、住民意識の啓発によるごみ減量化やリサイクルの推進が重要な課題である。また、最終処分施設においては、ごみの分別収集や容器包装リサイクル法の施行に伴い、施設の延命化が図られ、それにより施設改善や機器類等の更新を計画的に見直すほか、埋立計画に基づき堰堤兼搬入路整備、遮水シートの保護を行う必要がある。

エ 消防・防災

本地区は、地形的に狭隘な山地で、集落の背面に急峻な山林があり、火災が発生すれば大規模な林野火災となる可能性が高く、地震や大雨などでは、土砂災害の発生が予想される地区が数多くある。

消防体制は合併前の平成 8 年（1996 年）度から始まった広域常備消防体制により消防力の強化が図られており、さらに、消防団組織や各地域の自主防災会は、地域で重要な役割が期待されてきた。消防団については過疎化、就業構造の変化に伴い近年、団員数の減少や、昼間の出動に時間がかかるなど、消防力の低下をきたしている。自主防災会についても、昼間に在宅しているのは高齢者や女性がほとんどであり、有事の際の行動力が危惧されている。

オ 公営住宅

本地区における市営住宅は、平成 26 年（2014 年）に新築された芳ヶ入住宅をはじめ、長篠住宅、大野住宅が整備され、低所得者等の住宅確保を担っている。今後は、住宅需要の動向を見極めながら老朽化への対応だけでなく、入居者の高齢化に伴う施設のバリアフリー化などに応じた市営住宅整備が必要である。

II 作手地区

ア 水道

本地区は、平成 29 年 4 月より上水道として事業を運営しており、令和 2 年（2020 年）度末現在の普及率は 89.1% となっている。上水道事業へ統合するまでに施設改修等を行ったが、南海トラフ地震等の大規模地震に対して、安全な水を安定供給するため、水道施設耐震性の確保が急務である。

イ 汚水処理

水源地域である本地区は、衛生環境の向上や河川の浄化に積極的に取り組んでいく必要がある。また循環型社会への対応も課題となっている。今後は、資源循環施設整備及び合併処理浄化槽の普及を図り、また既存施設の老朽化が進んでいくことから、長寿命化・耐震化に向けた取り組みが必要である。

ウ 廃棄物処理

可燃ごみの処理については週 2 回の収集、不燃ごみ・資源については地区ごとに月 1 回ステーション方式により分別収集処理を行っている。今後とも、快適な市民生活を維持していくため、ごみの収集、処理体制の充実とともに、住民意識の啓発によるごみ減量化やリサイクルの推進が重要な課題である。

エ 消防・防災

本地区は地形的には、大部分が山林で覆われて、急傾斜地や河川に接近する住家も多く、農地、林地の荒廃が進む中で、大雨による河川の氾濫、土砂災害発生等の危険性も高い。

消防体制は合併前の平成 8 年（1996 年）度から始まった広域常備消防体制により消防力の強化が図られてきたが、地域においては、消防団組織や、各地域の自主防災会が中核として重要な役割を果たしている。しかし、若年層の転出が続く中、団員数の減少、高齢者世帯の増加、一人暮らしの高齢者の増加など地域の消防、防災体制の維持が危ぶまれている。

オ 公営住宅

本地区における市営住宅は、川合住宅、明和住宅、和田住宅、開成住宅の他に特定公共賃貸住宅の城山ハイツ、定住促進住宅の草谷ハイツが定住対策として整備されてきた。

今後は、住宅需要の動向を見極めながら老朽化への対応だけでなく、入居者の高齢

化に伴う施設のバリアフリー化などに応じた市営住宅整備が必要である。

(2) その対策

I 凤来地区

ア 水道

水道は住民の日常生活や産業活動に欠くことのできない基礎的な社会基盤であることから、今後も安全な水を安定的に供給するため、耐震診断を行い、耐震性の無い施設については耐震補強を行っていく。併せて、老朽化した施設の更新を計画的に進めしていく。

評価指標	目標値				
	R3	R4	R5	R6	R7
鳳来地区の 水道施設耐震化率 (%)	73.0	81.3	85.0	87.3	90.5

イ 汚水処理

地形が急峻で家屋が散在する本地区において、下水道の整備は膨大な経費を必要とし、一戸当たりの事業経費も多額になり、早急に整備を図ることは困難である。このため、合併処理浄化槽設置整備補助等を利用して整備を進めていく。また、既存施設では長寿命化、耐震対策の必要性を調査し対策を進めていく。

ウ 廃棄物処理

資源の有効利用促進のため、ごみ処理基本計画やごみ分別計画に基づき、住民一体となって、ごみの減量、分別排出を図り、衛生的で快適な生活環境の維持に努めていく。また、ごみ処理施設の改善や機械、施設の更新を交付金事業を活用し、ごみ処理施設等の維持改善整備を進めていく。

エ 消防・防災

常備消防については、消防、救助、通信業務の高度化、救急、消防設備の整備、充実強化をしていく。

消防団、自主防災組織においては、消防用機械器具及び水利等を含む消防・防災用施設の整備充実をさせるとともに、防災訓練等の防災活動を推進し、組織強化を図っていく。また、有事発生時における迅速かつ的確な対応のための初動体制及び情報伝達手段等を含めた、防災体制の確立を図っていく。

そのほか、ヘリポートの整備を推進していくとともに、地域自治区においては、地域に防犯灯や防犯カメラ、AEDを設置し安全面の強化に努めていく。

オ 公営住宅

各住宅において修繕の必要な箇所については、計画的な整備を進めていく。

II 作手地区

ア 水道

水道は住民の日常生活や産業活動に欠くことのできない基礎的な社会基盤であることから、今後も安全な水を安定的に供給するため、耐震診断を行い、耐震性の無い施設については耐震補強を行っていく。併せて、老朽化した施設の更新を計画的に進めていく。

評価指標	目標値				
	R3	R4	R5	R6	R7
作手地区の水道施設耐震化率 (%)	73.0	81.3	85.0	87.3	90.5

イ 汚水処理

地域の実情に即した形で合併処理浄化槽設置整備補助等を利用して整備を進めていく。また、既存施設では資源循環施設整備、長寿命化、耐震対策の必要性を調査し対策を進めていく。

ウ 廃棄物処理

資源の有効利用促進のため、ごみ処理基本計画やごみ分別計画に基づき、住民一体となって、ごみの減量、分別排出を図り、衛生的で快適な生活環境の維持に努めていく。また、ごみ処理施設の改善や機械、施設の更新を交付金事業を活用し、ごみ処理施設等の維持改善整備を進めていく。

エ 消防・防災

常備消防については、消防、救助、通信業務の高度化、救急、消防設備の整備、充実強化をしていく。

消防団、自主防災組織においては、消防用機械器具及び水利等を含む消防、防災用施設の整備充実をさせるとともに、防災訓練等の防災活動を推進し、組織強化を図っていく。また、有事発生時における迅速かつ的確な対応のための初動体制及び情報伝達手段等を含めた、防災体制の確立を図っていく。

そのほか、ヘリポートの整備を推進していくとともに、地域自治区においては、地域に防犯灯を設置し安全面の強化に努めていく。

オ 公営住宅

各住宅において修繕の必要な箇所については、計画的な整備を進めていく。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設耐震化事業 耐震補強工事	新城市	鳳来地区 作手地区
	(2) 下水処理施設 農村集落 排水施設	農業集落排水事業（機能強化対策） 通報装置取替工事 中継ポンプ取替工事	新城市	作手地区
	その他	合併処理浄化槽設置整備補助事業	新城市	鳳来地区 作手地区
	(3) 廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	七郷一色埋立処分場 遮水シート保護工事	新城市	鳳来地区
	(5) 消防施設	高規格救急自動車 3台 水槽付消防ポンプ自動車 1台 耐震性貯水槽 40 m ³ 型 4基 小型動力ポンプ付積載車 6台 消防団詰所建設工事 (山吉田分団第2班消防詰所)	新城市	鳳来地区 東栄地区 豊根地区 新城市 新城市 新城市 新城市 新城市
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事 業	地域安全灯設置補助金事業 「事業内容」 行政区が行う地域安全灯の設置に対 し、補助金を交付する。 「事業の必要性」 公衆用道路等における犯罪の防止と 交通事故の防止を図るため。 「事業効果」 地域負担の軽減、地域防犯意識の高揚、 交通事故の防止	新城市	鳳来地区 作手地区

	<p>防災活動補助事業 「事業内容」 消火栓器具庫やホースなどの防災活動備品の購入に要する経費に補助する。</p> <p>「事業の必要性」 災害による被害を最小限に抑えるための地域防災力の向上や防災意識の高揚のため。</p> <p>「事業効果」 災害時に孤立化が懸念される地域の防災力と防災意識を高めた。行政区負担の軽減。</p>	新城市	鳳来地区 作手地区
	<p>自主防災組織防災活動援助事業 「事業内容」 自主防災組織に対し、地域防災活動に必要な防災資機材を貸与する。</p> <p>「事業の必要性」 自主防災組織の育成と地域自治区の区域内住民による自主的かつ積極的な防災組織活動の展開を推進するため。</p> <p>「事業効果」 自主防災組織の防災資機材の充実により、地域防災力が向上する。</p>	新城市	鳳来地区
	<p>防犯カメラ設置補助事業 「事業内容」 地域防犯のために必要な箇所に防犯カメラを設置する行政区等に補助金を交付する。</p> <p>「事業の必要性」 街頭犯罪、侵入盗等の未然防止、事件発生時の早期解決のため。</p> <p>「事業効果」 地域内住民の防犯意識の向上と犯罪の抑止。</p>	新城市	鳳来地区
	<p>AED 設置管理事業 「事業内容」 AED をリースで設置する。</p> <p>「事業の必要性」</p>	新城市	鳳来地区

		救急医療機関が遠隔である地域で、AED を設置することで、緊急時の早期の対応が期待できる。 「事業効果」 地域住民に安心感を与え、緊急時の利用による救命が期待できる。		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新城市公共施設等総合管理計画におけるインフラ系施設の管理に関する基本方針及び「上水道」「下水道」「農業集落排水」の整備方針に基づき、計画的な維持管理による長寿命化に努める。また、消防施設については、建築物系施設の管理に関する基本方針及び「消防防災施設」の整備方針に基づき、災害に対応するための施設として必要不可欠であることから、計画的な修繕・改修を進め適切に維持管理していく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

第二期子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子ども自身の「育ち」と、子育て家庭の保護者を支援するとともに、地域が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進する。

また、高齢者を中心に健康に関する啓発や健診等の保健予防活動を充実させ健康づくりを支援していく。さらに、介護事業の充実により、高齢者が自立した生活を送ることができる環境づくりを進める。

(1) 現況と問題点

I 凤来地区

ア 高齢者福祉

65歳以上の高齢者の割合は、若年人口を中心とした人口の流出や出生率の低下に伴い、平成22年国勢調査時点では35.7%であったものが平成27年国勢調査では40.9%と上昇している。こうした状況の中、今後何らかの社会的援助を必要とする高齢者が更に増加していくと見込まれる。また、高齢者が安らぎと生きがいを持ち地域社会の一員として活動できる場所、個々に最適な介護を展開できる支援など自立と共生の場が求められている。一方で、福祉現場で働く人材不足が深刻であるため、福祉職がやりがいをもてる地域社会を形成すること、福祉人材をみんなで育てる仕組みづくりに努める必要がある。

イ 子育て支援、児童福祉

人口の減少に伴い、次世代を担う児童数の減少が続いている、地区内で9箇所あった保育所は、平成20年度には5箇所に統合した。平成25年度から始まった「新城版こども園制度」では3歳～5歳児の入園要件を撤廃し、国に先駆けて保育料を無償化してきた。そのほか、給食費の無償化、乳児保育、延長保育、一時保育などの拡充を図ってきたが、女性の社会進出とともに家庭における保育が難しくなり、こども園での保育の必要性は一層高まっており、更なる充実が必要である。

ウ 母子福祉

ひとり親世帯は令和3年3月現在、64世帯である。ひとり親世帯の事情を考慮し、安定した生活を営むための精神的、経済的な支援が求められる。

エ 保健

平成27年国勢調査では65才以上の高齢者の割合が40.9%と高齢社会が進んでいる。心身共に実りある生活を送るために、健康であることが重要であり、健康の維持、増進は介護負担の軽減にもつながる。このため、予防活動を充実させ、住民自らが健康に対する自覚を深める必要がある。

II 作手地区

ア 高齢者福祉

若年層を中心とする人口流出により、高齢化率は平成 22 年国勢調査において 38.4%、平成 27 年国勢調査では 43.3% と上昇している。こうした状況の中、今後何らかの社会的援助を必要とする高齢者が更に増加していくと見込まれる。このため、短期入所生活介護、通所介護などの介護事業を社会福祉協議会へ委託し、高齢者生活福祉センター（虹の郷）を活動拠点にホームヘルパーの派遣等の施策を展開しているが、今後とも医療、保健施設とのトータルケアの一層の充実強化が必要である。一方で、福祉現場で働く人材不足が深刻であるため、福祉職がやりがいをもてる地域社会を形成すること、福祉人材をみんなで育てる仕組みづくりに努める必要がある。

イ 子育て支援、児童福祉

人口の減少に伴い、次世代を担う児童数の減少が続いている、地区内で 4 箇所あった保育所は平成 19 年度に 1 箇所に統合した。平成 25 年度から始まった「新城版こども園制度」では 3 歳～5 歳児の入園要件を撤廃し、国に先駆けて保育料を無償化してきた。そのほか、給食費の無償化、乳児保育、延長保育、一時保育などの拡充を図ってきたが、女性の社会進出とともに家庭における保育が難しくなり、こども園での保育の必要性は一層高まっており、更なる充実が必要である。

ウ 母子福祉

ひとり親世帯は令和 3 年 3 月現在、18 世帯である。ひとり親世帯の事情を考慮し、安定した生活を営むための精神的、経済的な支援が求められる。

エ 保健

平成 27 年国勢調査では 65 才以上の高齢者の割合が 40.9% と高齢社会が進んでいる。心身共に実りある生活を送るために、健康であることが重要であり、健康の維持、増進は介護負担の軽減にもつながる。このため、予防活動を充実させ、住民自らが健康に対する自覚を深める必要がある。

(2) その対策

I 凤来地区

ア 高齢者福祉

シルバー人材センター、社会福祉協議会の活動を支援し、就労、学習機会などの充実を図っていく。また、要援護老人に対しては、介護保険制度の適切な実施や在宅福祉サービスを利用した高齢者の自立を支援する。さらに、福祉人材を育成する仕組みづくりを推進する。

そのほか、急激な高齢化により今後新たに生じてくる課題に対しても、適切な社会的援助を図っていく。

イ 子育て支援、児童福祉

多様化するニーズに応えるため、乳児保育や延長保育、一時保育や病児・病後児保育などの特別保育等の受け入れ体制の充実や支援対策の構築を図る。また、「子ども食堂」の開設や「学習支援」の仕組みなど、地域をあげた子育て支援の仕組みづくりや安心して子どもを育てる環境づくりの整備を図る。

ウ 母子福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活・就労支援事業等、自立、社会参加の環境づくりを進める。

エ 保健

乳幼児期からよりよい生活習慣を目指し、母子健康指導を行う。また、「自分の健康は自分で守る」という認識を基本に日常的な健康管理への意識向上のため、健康教育、健康相談、訪問指導の充実を図っていく。また、各種がん検診等を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めるだけに留まらせらず、日頃の生活習慣を振り返り、健康を自分で獲得し、保持するための動機づけに活用できるよう実践していく。

評価指標	目標値				
	R3	R4	R5	R6	R7
こども園 待機児童数（人）	0	0	0	0	0
放課後児童クラブの 待機児童数（人）	0	0	0	0	0
子ども食堂の設置 (か所)	1				

II 作手地区

ア 高齢者福祉

シルバー人材センター、社会福祉協議会の活動に支援をし、就労、学習機会などの充実を図っていく。また、要援護老人に対しては、介護保険制度の適切な実施や在宅福祉サービスを利用した高齢者の自立を支援する。さらに、福祉人材を地域社会で育成する仕組みづくりを推進する。

そのほか、急激な高齢化により今後新たに生じてくる課題に対しても、適切な社会的援助を図っていく。

イ 子育て支援、児童福祉

多様化するニーズに応えるため、乳児保育や延長保育、一時保育や病児・病後児保育などの特別保育等の受け入れ体制の充実や支援対策の構築を図る。また、「子ども食堂」の開設や「学習支援」の仕組みなど、地域をあげた子育て支援の仕組みづくりや安心して子どもを育てる環境づくりの整備を図る。

ウ 母子福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活・就労支援事業等、自立、社会参加の環境づくりを進める。

エ 保健

乳幼児期からよりよい生活習慣を目指し、母子健康指導を行う。また、「自分の健康は自分で守る」という認識を基本に日常的な健康管理への意識向上のため、健康教育、健康相談、訪問指導の充実を図っていく。また、各種がん検診等を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めるだけに留まらせらず、日頃の生活習慣を振り返り、健康を自分で獲得し、保持するための動機づけに活用できるよう実践していく。

評価指標	目標値				
	R3	R4	R5	R6	R7
こども園 待機児童数（人）	0	0	0	0	0
放課後児童クラブの 待機児童数（人）	0	0	0	0	0
子ども食堂の設置 (か所)	1				

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7子育て環境の確 保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(3)高齢者福祉施 設	高齢者生活福祉センター虹の郷 空調機取替工事	新城市	作手地区

	<p>(8) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>福祉輸送サービス</p> <p>「事業内容」</p> <p>高齢者の外出を支援するため、タクシー利用が困難な地区の福祉有償運送料金の一部を助成するもの。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>既存のサービスでは、要援護高齢者が利用できるサービスがなく、通院や買い物等日常生活を送る上で必要性は高い。</p> <p>「事業効果」</p> <p>要援護高齢者の閉じこもりを防止し、通院や買い物等の日常生活や社会参加を支えることができる。</p>	新城市	作手地区
	<p>配食サービス空白地域解消事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>既存の配食サービスでは配達不可能な地域に住む要援護高齢者に対して、最大週2回、弁当を配達するもの。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>要援護高齢者の健康保持・食生活の改善・安否確認等、心身の健全な保持と見守りの観点から、必要性は高い。</p> <p>「事業効果」</p> <p>要援護高齢者の健康保持や食生活の改善や、安否確認等の充実が図られ、異常時の早期発見や孤独死を防止することができる。</p>	新城市	鳳来地区 作手地区
	<p>児童館運営事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>「児童館たんぽぽ」で、親子ふれあい遊び、工作、絵本読み聞かせ、育児相談を実施。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>児童に健全な遊びの場を与え、健康を増進し、情操豊かにする。</p> <p>「事業効果」</p> <p>児童の健全な育成が促進される。</p>	新城市	鳳来地区

	<p>一時保育事業 「事業内容」 保護者の仕事、傷病、出産、看護、育児疲れなどにより一時的に日中の家庭保育が困難となる児童の保育を行う。</p> <p>「事業の必要性」 保護者がやむを得ない事情により子どもを見ることができない場合の保育ニーズに対応する。</p> <p>「事業効果」 保護者の身体的負担軽減につながる。</p>	新城市	鳳来地区 作手地区
	<p>延長保育事業 「事業内容」 保護者の就労、求職活動、出産などで基本保育時間を超えて保育が必要となる場合、7時30分～8時30分及び15時～最長19時の延長保育を実施。</p> <p>「事業の必要性」 保護者の多様化している就労環境に合わせていくことで女性の社会進出につながる。</p> <p>「事業効果」 仕事と子育ての両立を希望する保護者を支援する環境の整備につながる。</p>	新城市	鳳来地区 作手地区

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新城市公共施設等総合管理計画における建築物系施設の管理に関する基本方針及び「福祉施設」の整備方針に基づき、継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組む。

8 医療の確保

国の医療費抑制策に伴う医療制度改革、深刻化する医師の偏在と医師不足により、特に過疎市域を抱える地方の公立病院では経営の悪化や診察体制の縮小など医療機能の低下が生じている。地域医療は、住民の生活に直接影響を及ぼすだけでなく、定住対策や少子高齢化対策などにも影響する。このため、愛知県、近隣の病院、大学病院の援助及び市民の協力のもと、医師・研修医・医療従事者の確保に努めている。今後も奥三河の基幹病院である新城市民病院、作手診療所などの医療体制の整備を図るとともに、地域の医療機関との連携を強化し、安心して暮らせるための医療体制を整える。

(1) 現況と問題点

I 凤来地区

ア 医療

医療機関数は、しんしろ助産所、民間病院1施設、一般診療所6施設があり、過疎地域としては比較的医療集積が高くなっている。しかし、そのいずれもが特定の集落に集中しているため、受診の困難な地区がある。また、医師の高齢化が進むとともに後継者不足の不安もでてきてている。

II 作手地区

ア 医療

公共医療機関として、作手診療所があり、これを核として病気の治療、健康づくり事業を推進している。

今後、益々進む高齢化に伴い診療体制の確立、住民の健康管理の充実を図る必要がある。

(2) その対策

I 凤来地区

ア 医療

多様化・高度化する医療ニーズに対応するため、地域内医療機関相互の連携や、急性期医療から慢性期医療まで対応可能な体制の整備、医療の高度・専門的機能の確保など地域医療の充実を図る。また、奥三河の基幹病院である新城市民病院の医療体制の充実を図っていく。

II 作手地区

ア 医療

作手診療所が地区の拠点であることから、診療所設備の拡充を図るとともに、各機関と連携を図り、総合的な保健、福祉、医療体制の確立を図っていく。また、高齢化的進展、多様化・高度化するニーズに対応するため、新城市民病院の充実と連携により医療体制の充実を図る。

平成30年（2018年）に名古屋大学との間で医療、健康維持等に関する包括連携協

定を締結し、奥三河メディカルバレープロジェクトに取り組んでいる。令和2年度（2020年）には総務省事業「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証（医療分野）」に採択され、5G通信システムで新城市民病院と作手地区を繋ぐことで、大容量データをタイムラグ少なく通信できることを実証し、健康指導やリハビリの遠隔指導などを可能とする仕組みが出来つつある。人生100年時代を見据え、高齢化が著しい地域として、病気になる手前の未病対策を目的とした新たな健康福祉サービスを創造し、先進的な健康増進自治体を目指していく。

（3）計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	X線TVシステム	新城市	作手地区
		高压蒸気滅菌器	新城市	作手地区
		フラットパネル	新城市	作手地区
		心電図測定器	新城市	作手地区
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	地域医療確保事業 「事業内容」 内科・外科・小児科の診療科目における外来診療、往診、訪問看護、人間ドック、健診、予防接種、こども園から小中学校の学校医等地域の包括医療を担う。 「事業の必要性」 無医地区である作手地域の医療・保健環境を確保するため。 「事業効果」 地域医療の確保により、市民が安心して生活できる環境を確保できる。	新城市	作手地区

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

新城市公共施設等総合管理計画における建築物系施設の管理に関する基本方針及び「保健・医療施設」の整備方針に基づき、継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組む。

9 教育の振興

地域の未来を担う子どもたちが、地域や学校での様々な体験や人のつながりの中で個性や能力を伸ばし健やかに成長するために、「共育（ともいく）」の理念のもと学校、地域、家庭と行政が一体となり、豊かな感性と学力を備え、たくましく成長できるよう支援する。

また、誰もが、生涯を通じて主体的に学ぶことのできるよう生涯学習ニーズに対応できる体制づくりに努める。

(1) 現況と問題点

I 凤来地区

ア 学校教育

昭和 31 年鳳来町として合併した当時には、小学校 19 校 1 分校、中学校 6 校 1 分校が設置されていたが、昭和 37 年度から学校統合を積極的に推進し、現在小学校 5 校、中学校 1 校となった。しかし、その多くは小規模校であり、近年の人口の減少、少子化の傾向などから、今後もさらに小規模化に拍車がかかりそうな状況である。

施設については、校舎、屋内運動場、プールなど順次整備を図ってきたが、整備された施設も年月を経るにしたがい老朽化するため、今後も順次、修繕などの改修を図る必要がある。

また、学校統廃合により、それぞれの学校は広い校区を持つようになり、児童、生徒の通学には、鉄道、バスの公共交通機関やスクールバスの運行が不可欠であり、公共交通機関の存続は、学校教育のうえからも重要な課題となっている。

イ 社会教育

自由時間の増加、社会の複雑化に伴い、心の豊かさや自己実現を求める志向が高まりをみせる中、教育、文化の分野においては学習意欲の広がりがみられる。既存の集会施設、学校施設等についても地域活動の場として広く活用できるよう配慮する必要がある。

スポーツは、心と身体の健全な発達を促し、明るく豊かで活力ある社会の形成に役立つことから、生涯の各時期にわたって、気軽にスポーツに親しめる環境づくりが望まれている。

II 作手地区

ア 学校教育

本地区の学校施設は、小学校 4 校、中学校 1 校の計 5 校であったが、平成 25 年度には小学校の統廃合により、小学校 1 校（2 校舎）、中学校 1 校の計 2 校となった。いずれの学校においても過疎化による人口の減少、特に若年層の人口減少が著しいことなどの影響を受けて児童生徒数が激減している。平成 29 年度には、総合支所周辺の一体整備の中に小学校を組み入れ、2 校舎の小学校を 1 校舎に統合した。

施設については、校舎、屋内運動場など順次整備を図ってきたが、整備された施設も年月を経るにしたがい老朽化するため、今後も順次、修繕などの改修を図る必要が

ある。

また、小中学校とも広い校区を持つ本地区は、児童、生徒の通学に公共交通機関の存続、スクールバスの運行が不可欠となっている。

イ 社会教育

自由時間の増加、社会の複雑化に伴い、心の豊かさや自己実現を求める志向が高まりをみせる中、教育、文化の分野においては学習意欲の拡がりがみられる。既存の集会施設、学校施設等についても地域活動の場として広く活用できるよう配慮する必要がある。

スポーツは、心と身体の健全な発達を促し、明るく豊かで活力ある社会の形成に役立つことから、生涯の各時期にわたって、気軽にスポーツに親しめる環境づくりが望まれている。

(2) その対策

I 凤来地区

ア 学校教育

複式学級を持っている小規模校に関しては今後も再配置の検討を地域としていく。

校舎、屋内運動場等の耐震化については概ね整備が完了しているが、今後も施設の改修、整備を行い、安全で快適な学校生活ができる環境づくりに努めていく。

また、給食について、今後現在の自校調理方式から共同調理場方式へ移行するため、全ての小中学校において、給食受入れの改修工事を行う。

そのほか、遠距離通学対策のスクールバスを定期的に更新し、児童、生徒の交通手段を確保する。

今後は、G I G Aスクール構想に基づき、令和2年度までに整備した1人1台タブレット及び高速大容量の通信ネットワークを活用した新たな授業スタイルの運用を図り、学校教育カリキュラムの充実と教職員の資質向上を進めるとともに、地域学習や体験学習、職能教育などを通じ、地域愛を育む教育を実践する。

イ 社会教育

集会施設である新城市開発センターの老朽化が進んでいるため、新たな鳳来総合支所の建設にあわせて、施設の集約を行い、鳳来地区の中心核となるよう整備する。また、老朽化しているふれあいパークほうらいの夜間照明施設改修工事を行う。

今後も地域における生涯学習活動の基盤、拠点となる集会施設や体育施設等の整備を進めるとともに、誰もが学習やスポーツに親しむことができる環境づくりの推進に努める。

評価指標	目標値				
	R3	R4	R5	R6	R7
ふれあいパークほうらい 利用者（人）	30,000	30,000	30,000	30,000	31,000

II 作手地区

ア 学校教育

平成 29 年（2017 年）に統合された小学校は、地域の交流施設からなる複合文化施設であり、地域と子どもが育ち合う「共育」の場となっており、地域コミュニティの中心拠点として利用されている。

校舎、屋内運動場等の耐震化については概ね整備が完了しているが、今後も施設の改修、整備を行い、安全で快適な学校生活ができる環境づくりに努めていく。

また、遠距離通学対策のスクールバスを定期的に更新し、児童、生徒の交通手段を確保する。

今後は、G I G A スクール構想に基づき、令和 2 年度までに整備した 1 人 1 台タブレット及び高速大容量の通信ネットワークを活用した新たな授業スタイルの運用を図り、学校教育カリキュラムの充実と教職員の資質向上を進めるとともに、地域学習や体験学習、職能教育などを通じ、地域愛を育む教育を実践する。

イ 社会教育

老朽化が進んでいる鬼久保ふれあい広場の改修工事を行う。

今後も地域における生涯学習活動の基盤、拠点となる集会施設や体育施設等の整備を進めるとともに、誰もが学習やスポーツに親しむことができる環境づくりの推進に努める。

評価指標	目標値				
	R3	R4	R5	R6	R7
鬼久保ふれあい広場 利用者（人）	31,000	31,000	31,000	31,000	33,000

（3） 計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	（1）学校教育関連 施設 校舎	鳳来寺小学校改修工事 (外構・乗入整備工事、立木伐採、 測量委託)	新城市	鳳来地区
		鳳来中部小学校改修工事 (給食用リフト)	新城市	鳳来地区
		給食受入施設改修工事 (鳳来中・鳳来中部小・鳳来寺小・ 黄柳川小・東陽小・鳳来東小)	新城市	鳳来地区
	屋内運動場	鳳来寺小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区
		黄柳川小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区

		作手小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区
		作手中学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	作手地区
		鳳来中部小学校屋内運動場 床塗装等改修工事	新城市	鳳来地区
		鳳来中部小学校屋内運動場等 水銀灯更新工事	新城市	鳳来地区
		東陽小学校屋内運動場等 水銀灯更新工事	新城市	鳳来地区
		鳳来中学校屋内運動場等 水銀灯更新工事	新城市	鳳来地区
		鳳来寺小学校屋内運動場等 水銀灯更新工事	新城市	鳳来地区
	スクールバス	作手地区小中学校 スクールバス購入	新城市	作手地区
		鳳来中学校 スクールバス購入	新城市	鳳来地区
(3) 集会施設、体 育施設等	集会施設	鳳来総合支所（集会施設含む） 支所等建設工事、現庁舎等解体工事、工 事監理委託、備品購入等	新城市	鳳来地区
	体育施設	鬼久保ふれあい広場整備事業 プール・体育館・艇庫改修工事	新城市	作手地区
		ふれあいパークほうらい 夜間照明施設改修工事	新城市	鳳来地区
(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	幼児教育	保育所英語講師派遣事業 「事業内容」 英語教育の充実を図るためこども園 において3歳児から5歳児までを対象に 英語に親しむ機会づくりを行う。 「事業の必要性」 過疎地域においては、英語に触れあう 機会が特に少ないため機会を創出する 必要がある。 「事業効果」 幼少期から英語に慣れ親しむことで、 英語の素地を養うことができる。	新城市	鳳来地区 作手地区

	<p>義務教育</p> <p>鳳来中学校生徒冬季移送業務</p> <p>「事業内容」</p> <p>鳳来中学校へ公共交通機関(ＪＲ飯田線)を利用し登下校している生徒について、10月から3月までの下校手段の確保を行う。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>現在、10月から3月までの間については、下校時刻と公共交通機関(ＪＲ飯田線)の時刻が合わないことから下校手段の確保が必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>バス運行による下校を行うことで安全・安心な下校を行うことができる。</p>	新城市	鳳来地区
	<p>小学校英語教育推進事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>英語教育の充実を図るため小学校児童を対象に英語に親しむ機会づくりを行う。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>過疎地域においては、英語に触れあう機会が特に少ないため機会を創出する必要がある。</p> <p>「事業効果」</p> <p>幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の素地を養うことができる。</p>	新城市	鳳来地区 作手地区
	<p>中学校太鼓修繕</p> <p>「事業内容」</p> <p>総合学習で取り組んでいる和太鼓の修繕及び更新を行う。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>購入から20年以上が経過し、劣化や老朽化が激しい。</p> <p>「事業効果」</p> <p>総合学習の充実、地域貢献事業の推進が図られる。</p>	新城市	作手地区

	その他	<p>つくでっ子元気事業 「事業内容」 作手地区の小中学生を対象にスポーツ・文化・芸術の講習会、鑑賞会等を行う。</p> <p>「事業の必要性」 作手地域の小中学生の学習意欲の向上及び地域の人たちとの交流を図る。</p> <p>「事業効果」 プロが行う「本物」を見て、聞いて、感じて刺激を受けることにより芸術文化等への興味や学習意欲の向上が図られる。</p>	新城市	作手地区
--	-----	---	-----	------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新城市公共施設等総合管理計画における建築物系施設の管理に関する基本方針及び「学校教育施設」「体育施設」の整備方針に基づき、適切な整備をしていく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

I 凤来地区

令和3年3月現在、本地区は広大な面積に51の行政区があり、最大で393世帯、最小はわずか7世帯で構成され、その規模の格差は大きくなっている。また、外縁部の基礎集落においては、高齢者比率が高く、人口の減少が地域における日常生活や慣習等を含めた集落の維持に影響を及ぼしており、今後、集落機能が保てるかが課題となっている。

II 作手地区

令和3年3月現在、本地区は28の行政区があり、最大は106世帯、最小は6世帯で構成されている。今後、集落の統合は続くものと予想されるが、集落間が遠く、住家が点在している地域については、どのようにして集落機能を保っていくのかが課題となっている。

(2) その対策

集落機能が住民の過大な負担となっている地域については、集落ごとの慣習や地理的要件等の問題もあるが、地域住民の意向に基づき支援していく。

また、平成25年度から取り組んでいる地域自治区制度において、全地域自治区で地域計画が策定され、地域計画に基づいた事業が本格的に始まることになった。今後、地域計画を推進していく中で、地域自治区全体を長期的な視点で俯瞰できる責任者（地域マネージャー）の必要性について検討していく。

1.1 地域文化の振興等

地域固有の文化財や伝統芸能などは、地域の財産として後世に引き継いでいく必要があることから、保存整備を進めるとともに、幅広い世代が地域の文化に親しみ体験できる活動や、地域における伝承活動を進めていく。

また、地域の伝統芸能などを、市内外の多くの方に伝える機会、場所をつくる必要があることから、文化振興施設の充実と、適正な維持管理を図っていく。

(1) 現況と問題点

I 凤来地区

ア 地域文化

長篠城跡、鳳来山東照宮をはじめ、数多くの国、県指定の文化財がある。無形民俗文化財については、国指定の鳳来寺・黒沢田楽、県指定のほうか、しかうち行事などがあり、その保護、保存について保存団体の育成と活動の支援をしている。しかし、民俗芸能の伝承については、高齢化、後継者不足により伝承そのものが困難になっているものもあり、対策が必要となっている。

イ 景観保全

かつて限られた土地を有効利用するために急峻な山間を農地として開拓し、日本の原風景を保っていた集落が、兼業農家の増加や後継者不足により農地が耕作されず荒廃が進んだことや、資産価値の高かった山林が、国内産木材の需要低迷による価格の低下にともない、間伐等の山の管理ができなくなることで、山里の景観が崩れきっている。

II 作手地区

ア 地域文化

国指定天然記念物の甘泉寺のコウヤマキ、県指定天然記念物の長ノ山湿原及び須山のイヌツゲ、県指定絵画である甘泉寺の涅槃図など、数多くの市指定の文化財がある。また、田原のお練り唄・神代踊り、長者平の獅子神楽、地狂言などの無形民俗文化財があり、その保護・保存において保存団体の育成と活動の支援をしている。しかし、民俗芸能の伝承については、高齢化・後継者不足により伝承そのものが困難になっているものもあり、対策が必要となっている。

イ 景観保全

農村特有の豊かな自然環境は、共有の財産として将来に引き継いでいかなくてはならないが、担い手不足の減少から農地・山林の荒廃が進み、山里の景観が崩れきっている。また、県内でも貴重な湿原とされる中間湿原群の保全には、行政、市民、団体の連携が必要である。

(2) その対策

ア 地域文化

無形民俗文化財の後継者対策については、後継者及び保存団体の育成と調査・研究活動を進める。また、史跡等の文化財については長篠城跡、長ノ山湿原等の保存整備を推進していく。

イ 景観保全

農村特有の豊かな自然環境や美しい景観、文化や営みに触れることのできる空間づくりに向け、棚田などの農地、森林等の整備、地域住民や都市住民との交流から生まれる景観保全活動などの取り組みを進める。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	鳳来寺山自然科学博物館 屋上防水等改修工事	新城市	鳳来地区
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	無形民俗文化財映像制作事業 「事業内容」 人口減少に伴い消滅の可能性のある無形民俗文化財を後世に残すため、動画による記録し、保存する。 「事業の必要性」 人口減少に伴い消滅の可能性のある無形民俗文化財を後世に残すため。 「事業効果」 無形民俗文化財を動画により、記録保存し、後世の研究等に利用する。	新城市	鳳来地区
		無形民俗文化財伝承者等育成事業 「事業内容」 国、県、市指定の無形民俗文化財保存団体の後継者育成、道具整備等を行う。 「事業の必要性」 指定文化財の保存や活用における政策実施は市の責務である。 「事業効果」 地域に伝わる伝統行事の存続活動を通して、少子高齢化や過疎化が進む地域を活性化させる効果が期待される。	新城市	鳳来地区 作手地区

	また、伝統行事の公開に併せた見学者等の人的交流による地域の魅力再発見など、郷土愛を育む効果も期待できる。		
	<p>文化イベント開催事業 (つくでの森の音楽祭・古城まつり) 「事業内容」 地元で組織される実行委員会が主体となり、市内外の人々を呼び込む文化イベントを開催する。</p> <p>「事業の必要性」 住民の文化意識向上と地域活性化のため。</p> <p>「事業効果」 新しい文化の創造と伝統文化の継承を図るとともに、魅力あるまちづくりを推進する。</p>	新城市	作手地区
(3) その他	亀山城址整備事業	新城市	作手地区
	長篠城魅力向上事業	新城市	鳳来地区
	長篠城址史跡等保存整備事業	新城市	鳳来地区
	長ノ山湿原散策道・展望台整備事業	新城市	作手地区
	鳳来寺仁王門防災工事補助事業	新城市	鳳来地区
	古宮城跡環境整備事業	新城市	作手地区

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新城市公共施設等総合管理計画における建築物系施設の管理に関する基本方針及び「文化施設」の整備方針に基づき、継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組む。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

「第2次新城市環境基本計画」に掲げる「環境ビジョン2 低炭素なまち」を実現するためには、地球温暖化の主な原因とされている温室効果ガスの排出を抑制するため、うちエコ診断や省エネ機器の使用による省エネ行動の推進や太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー導入を推進し、エネルギーの地産地消によるエネルギー自治を推進する。

(1) 現況と問題点

エネルギー利用が不可欠な日常生活や企業活動において、化石燃料の使用は、大気汚染や地球温暖化、酸性雨等の地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす原因となっている。

また、平成23年（2011年）3月の東日本大震災に伴う原発事故、平成30年（2018年）の北海道胆振東部地震や令和元年（2019年）の台風15号による大規模停電などを受け、わが国のエネルギー政策全体を見直していく必要が生じている。

本市では、平成30年（2018年）台風24号により、市内のほぼ全域で停電が発生し、長いところでは復旧までに3日以上を要した。このことから災害に強い電力供給システムの重要性が改めて認識されており、省エネルギーの推進及び化石燃料に代わる太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの普及と非常時にも安定した供給が可能となるシステムの構築が課題となっている。

一方、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の導入により、近年、民間主導による太陽光発電施設の設置が多く進められ、地域住民とのトラブルに至る例も発生している。

(2) その対策

本市では、公共施設における太陽光発電や間伐材を有効活用した木質バイオマスエネルギーなど、再生可能エネルギーの導入に努めてきた。引き続き公共施設等において再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、「うちエコ診断」の実施や簡易型小水力発電機器の貸出、太陽光発電と蓄電がセットになった「新城市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」などで促進する。

民間主導の事業については、適正な開発と施設の設置を促すために関係法令及びガイドライン等の順守を呼びかけるとともに、地域の再生可能エネルギーに関する情報を提供していく。

また、「第2次新城市環境基本計画」や「新城市エネルギービジョン」に基づき、本市における良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.2 再生可能エネルギーの利用推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	<p>住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金</p> <p>「事業内容」</p> <p>再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対する補助を行う。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>環境負荷の少ない自立循環のまちをめざし、市民一人ひとりの省エネ行動や再生可能エネルギーの利用を促すことにより、地球温暖化の原因である二酸化炭素等の排出を抑え、持続可能な環境への意識を醸成する。</p> <p>「事業効果」</p> <p>「新城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で定めた温室効果ガスの削減目標を達成し、「第2次新城市環境基本計画」の環境ビジョン実現をめざす。</p>	新城市	鳳来地区 作手地区

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

地域の課題を、各集落・各コミュニティ、各種団体等が自ら解決し、特性を活かした地域づくりを進めるためには、地域自治区やまちづくり活動に関する各種制度を活用し、それをサポートしていく必要がある。

(2) その対策

地域に生活するすべての人が、地域特性を活かした自発的なまちづくりを促進するため、地域自治区やまちづくり活動に関する各種制度に沿って、地域活動交付金や補助金等を活用していく。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>空き家利活用事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>新城市空き家バンクポータルサイトによる住宅情報を提供し、住宅改修時には補助金を交付する。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>空き家の市場流通の促進</p> <p>「事業効果」</p> <p>空き家の利活用促進、地域活性化、U J I ターン等による定住人口の確保</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>移住支援事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>東京圏から移住した者がマッチング支援対象の求人を充足して定住に至った場合等に支援金を支援する。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>東京圏からの移住促進</p> <p>「事業効果」</p> <p>移住・定住者の増加、中小企業等における人手不足の解消</p>	愛知県 新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>若者定住奨励金交付事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>作手地区に転入、転居、出生した者で住所を定めてから3年度を経過した45才以下の者を対象に奨励金を交付する。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>作手地区への定住促進と地域活性化</p> <p>「事業効果」</p> <p>地域をあげて定住を推進していることの宣伝につながるとともに、定住者の作手地区に住み続ける定着意識やふるさと意識の高揚が図られる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>地域活性化推進事業（移住・定住 PR） 「事業内容」</p> <p>鳳来地区で開催されるイベントの会場内で地域外の方々を対象に地域の情報発信を行う。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>鳳来地区への定住促進と地域活性化 「事業効果」</p> <p>地域をあげて定住を推進していることの宣伝につながるとともに、定住者の鳳来地区に住み続ける定着意識やふるさと意識の高揚が図られる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>地域人材育成事業（防災士育成） 「事業内容」</p> <p>鳳来地区において、防災士の資格取得に係る研修講座の受講料等を支援する。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>知識の防災意識を高めるため。</p> <p>「事業効果」</p> <p>地域の防災リーダーを育成し、地域の防災力を向上させる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別事 業	<p>市営バス守義線 「事業内容」</p> <p>作手地区北部の「鳴沢橋バス停」から作手地区中心部の「診療所前バス停」までの区間を結ぶ路線バスの運行。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>この路線周辺には他に公共交通がないため、沿線の高齢者の買い物や通院、中学生の通学といった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>買い物や通院、通学などといった地域内の移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	<p>市営バスつくであしがる線</p> <p>「事業内容」</p> <p>利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>高齢化が進み、自分で自動車を運転できず、バス停まで歩いて行くことでもできない住民が増加していることから、買い物や通院といった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>買い物や通院を始めとする地域内の移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p> <p>利用者の8割が70歳以上であり、予約受付を担当する社会福祉協議会と連携をとることで、高齢者の健康状態を確認出来たため、高齢者福祉増進の役割も果たすことが可能である。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>作手線</p> <p>「事業内容」</p> <p>新城富永から作手高里までの地域間を結ぶ路線バスの運行。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>作手地区内と新城地区を結ぶ唯一の公共交通であるため、高等学校への通学、総合病院への通院、作手地区事業所への通勤などといった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>地域間の通院や買い物、通学、通勤の移動手段を確保し、地域間の交流や外出を促進し、地域の活性化を図る。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	<p>豊鉄バス路線運行補助 四谷千枚田新城線 「事業内容」 新城市民病院から四谷千枚田を結ぶ路線バスの運行。 「事業の必要性」 中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院といった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 買い物や通院、通学などといった地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>市営バス布里田峯線・湯谷温泉もくる新城線 「事業内容」 鳳来北西部地区から鳳来中学校及び道の駅もくる新城から鳳来東部地区を経由し鳳来寺山を結ぶ路線バスの運行。 「事業の必要性」 中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院といった生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院の移動手段を確保するとともに、観光誘客による地域の活性化を図る。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	<p>市営バス秋葉七滝線</p> <p>「事業内容」</p> <p>鳳来東部地区から長篠地区を結ぶ路線バスの運行。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>小学生や中学生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>買い物や通院、通学など地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>市営バス長篠山吉田線</p> <p>「事業内容」</p> <p>鳳来南部地区から長篠地区を結ぶ路線バスの運行。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>小中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>買い物や通院、通学など地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>市営バス塩瀬線</p> <p>「事業内容」</p> <p>鳳来北西部地区の路線バスの運行委託</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>買い物や通院、通学などといった地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>地域デマンド交通運行事業費補助金 「事業内容」</p> <p>地域住民が主体となって行う自家用有償旅客運送の運行に必要な経費に対する補助。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>地域住民の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。</p> <p>「事業効果」</p> <p>買い物や通院を始めとする地域内の移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域安全灯設置補助金事業 「事業内容」</p> <p>行政区が行う地域安全灯の設置に対し、補助金を交付する。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>公衆用道路等における犯罪の防止と交通事故の防止を図るため。</p> <p>「事業効果」</p> <p>地域負担の軽減、地域防犯意識の高揚 交通事故の防止</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>防災活動補助事業 「事業内容」</p> <p>消火栓器具庫やホースなどの防災活動備品の購入に要する経費に補助する。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>災害による被害を最小限に抑えるための地域防災力の向上や防災意識の高揚のため。</p> <p>「事業効果」</p> <p>災害時に孤立化が懸念される地域の防災力と防災意識を高めた。行政区負担の軽減</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	<p>自主防災組織防災活動援助事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>自主防災組織に対し、地域防災活動に必要な防災資機材を貸与する。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>自主防災組織の育成と地域自治区の区域内住民による自主的かつ積極的な防災組織活動の展開を推進するため。</p> <p>「事業効果」</p> <p>自主防災組織の防災資機材の充実により、地域防災力が向上する。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>防犯カメラ設置補助事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>地域防犯のために必要な箇所に防犯カメラを設置する行政区等に補助金を交付する。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>街頭犯罪、侵入盗等の未然防止、事件発生時の早期解決のため。</p> <p>「事業効果」</p> <p>地域内住民の防犯意識の向上と犯罪の抑止</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>AED設置管理事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>AEDをリースで設置する。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>救急医療機関が遠隔である地域で、AEDを設置することで、緊急時の早期の対応が期待できる。</p> <p>「事業効果」</p> <p>地域住民に安心感を与え、緊急時の利用による救命が期待できる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>福祉輸送サービス</p> <p>「事業内容」</p> <p>高齢者の外出を支援するため、タクシー利用が困難な地区的福祉有償運送料金の一部を助成するもの。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>既存のサービスでは、要援護高齢者が利用できるサービスがなく、通院や買い物等日常生活を送る上で必要性は高い。</p> <p>「事業効果」</p> <p>要援護高齢者の閉じこもりを防止し、通院や買い物等の日常生活や社会参加を支えることができる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>配食サービス空白地域解消事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>既存の配食サービスでは配達不可能な地域に住む要援護高齢者に対して、最大週2回、弁当を配達するもの。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>要援護高齢者の健康保持・食生活の改善・安否確認等、心身の健全な保持と見守りの観点から、必要性は高い。</p> <p>「事業効果」</p> <p>要援護高齢者の健康保持や食生活の改善や、安否確認等の充実が図られ、異常時の早期発見や孤独死を防止することができる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>児童館運営事業</p> <p>「事業内容」</p> <p>「児童館たんぽぽ」で、親子ふれあい遊び、工作、絵本読み聞かせ、育児相談を実施。</p> <p>「事業の必要性」</p> <p>児童に健全な遊びの場を与え、健康を増進し、情操豊かにする。</p> <p>「事業効果」</p> <p>児童の健全な育成が促進される。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>一時保育事業 「事業内容」 保護者の仕事、傷病、出産、看護、育児疲れなどにより一時的に日中の家庭保育が困難となる児童の保育を行う。</p> <p>「事業の必要性」 保護者がやむを得ない事情により子どもを見ることができない場合の保育ニーズに対応する。</p> <p>「事業効果」 保護者の身体的負担軽減につながる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>延長保育事業 「事業内容」 保護者の就労、求職活動、出産などで基本保育時間を超えて保育が必要となる場合、7時30分～8時30分及び15時～最長19時の延長保育を実施</p> <p>「事業の必要性」 保護者の多様化している就労環境に合わせていくことで女性の社会進出につながる。</p> <p>「事業効果」 仕事と子育ての両立を希望する保護者を支援する環境の整備につながる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域医療確保事業 「事業内容」 内科・外科・小児科の診療科目における外来診療、往診、訪問看護、人間ドック、健診、予防接種、こども園から小中学校の学校医等地域の包括医療を担う。</p> <p>「事業の必要性」 無医地区である作手地域の医療・保健環境を確保するため。</p> <p>「事業効果」 地域医療の確保により、市民が安心して生活できる環境を確保できる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	保育所英語講師派遣事業 「事業内容」 英語教育の充実を図るためこども園において3歳児から5歳児までを対象に英語に親しむ機会づくりを行う。 「事業の必要性」 過疎地域においては、英語に触れあう機会が特に少ないため機会を創出する必要がある。 「事業効果」 幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の素地を養うことができる。	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	鳳来中学校生徒冬季移送業務	「事業内容」 鳳来中学校へ公共交通機関（JR飯田線）を利用し登下校している生徒について、10月から3月までの下校手段の確保を行う。 「事業の必要性」 現在、10月から3月までの間については、下校時刻と公共交通機関（JR飯田線）の時刻が合わないことから下校手段の確保が必要である。 「事業効果」 バス運行による下校を行うことで安全・安心な下校を行うことができる。	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	小学校英語教育推進事業	「事業内容」 英語教育の充実を図るため小学校児童を対象に英語に親しむ機会づくりを行う。 「事業の必要性」 過疎地域においては、英語に触れあう機会が特に少ないため機会を創出する必要がある。 「事業効果」 幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の素地を養うことができる。	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>中学校太鼓修繕 「事業内容」 総合学習で取り組んでいる和太鼓の修繕及び更新を行う。 「事業の必要性」 購入から 20 年以上が経過し、劣化や老朽化が激しい。 「事業効果」 総合学習の充実、地域貢献事業の推進が図られる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>つくでっ子元気事業 「事業内容」 作手地区の小中学生を対象にスポーツ・文化・芸術の講習会、鑑賞会等を行う。 「事業の必要性」 作手地域の小中学生の学習意欲の向上及び地域の人たちとの交流を図る。 「事業効果」 プロが行う「本物」を見て、聞いて、感じて刺激を受けることにより芸術文化等への興味や学習意欲の向上が図られる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>無形民俗文化財映像制作事業 「事業内容」 人口減少に伴い消滅の可能性のある無形民俗文化財を後世に残すため、動画による記録し、保存する。 「事業の必要性」 人口減少に伴い消滅の可能性のある無形民俗文化財を後世に残すため。 「事業効果」 無形民俗文化財を動画により、記録保存し、後世の研究等に利用する。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	<p>無形民俗文化財伝承者等育成事業 「事業内容」 国、県、市指定の無形民俗文化財保存団体の後継者育成、道具整備等を行う。</p> <p>「事業の必要性」 指定文化財の保存や活用における政策実施は市の責務である。</p> <p>「事業効果」 地域に伝わる伝統行事の存続活動を通して、少子高齢化や過疎化が進む地域を活性化させる効果が期待される。また、伝統行事の公開に併せた見学者等の人的交流による地域の魅力再発見など、郷土愛を育む効果も期待できる。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>文化イベント開催事業 (つくでの森の音楽祭・古城まつり) 「事業内容」 地元で組織される実行委員会が主体となり、市内外の人々を呼び込む文化イベントを開催する。</p> <p>「事業の必要性」 住民の文化意識向上と地域活性化のため。</p> <p>「事業効果」 新しい文化の創造と伝統文化の継承を図るとともに、魅力あるまちづくりを推進する。</p>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

1 2 再生可能エネルギーの利用推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金 「事業内容」 再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対する補助を行う。 「事業の必要性」 環境負荷の少ない自立循環のまちをめざし、市民一人ひとりの省エネ行動や再生可能エネルギーの利用を促すことにより、地球温暖化の原因である二酸化炭素等の排出を抑え、持続可能な環境への意識を醸成する。 「事業効果」 「新城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で定めた温室効果ガスの削減目標を達成し、「第2次新城市環境基本計画」の環境ビジョン実現をめざす。	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
--------------------	------------------	---	-----	----------------------------